

歌志内市議会会議録

第2日目（令和7年9月10日）

---

（午前 9時59分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番山崎瑞紀さん、7番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

遠藤議会事務局長。

○議会事務局長（遠藤裕子君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

ここで、昨日、設置されました決算審査特別委員会の正副委員長がそれぞれ選任された旨通知がありましたので、報告をいたします。

委員長、山崎瑞紀さん、副委員長、松井敬道さん、以上であります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより一般質問を行います。質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

質問順序 1、議席番号 1 番、能登直樹さん。

一つ、改正鳥獣保護管理法「緊急銃猟」について。

一つ、肺炎予防対策のひとつ「RSウイルスワクチン」について。

一つ、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて。

一つ、神威（美山町）から文珠までの道道のセンターライン（白い点線）区間について。

以上、4 件について。

能登直樹さん。

○1 番（能登直樹君） おはようございます。

一般質問通告書に従いまして、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

件名につきましては、4 件であります。

件名 1、改正鳥獣保護管理法の「緊急銃猟」について。

改正鳥獣保護管理法が今月 1 日より施行されました。

同法に基づき、市街地に侵入したヒグマを市町村の判断で銃駆除できる「緊急銃猟」が可能となりました。

そこでお伺いいたします。

ア、同法の改正に基づき、地域住民避難時の安全確保のために必要とされる体制において、市と赤歌警察署、また猟友会間での連携体制は整備されているのかお聞きします。

イ、「緊急銃猟」を担うハンターは、3 年以内に熊や鹿を捕獲した経験があるといった幾つかの要件を満たす必要がありますが、本市のハンターはこの要件を満たしているのかお聞きします。

ウ、本市において、現在でもハンターの高齢化や人材不足などがあり、今後もいろいろな面において課題は山積されてくるものと考えられます。現状の課題も含め、今後の課題となり得る諸問題に対する取り組み方について、見解をお聞きします。

件名 2、肺炎予防対策のひとつ「RSウイルスワクチン」について。

昨年 12 月定例会にも、肺炎の予防対策手段の一つとして、この「RSウイルスワクチン」について質問をさせていただきましたが、再度お伺いいたします。

ア、昨年 12 月定例会の御答弁の中に、「国などからのワクチン効果の持続性に関するデータなど、さらなる知見データを収集しなければならぬと考えております」とありましたが、その後、各機関等からのデータ、特に医療機関などからの情報収集をされ、接種に対する議論をされたのか伺います。

イ、「RSウイルスワクチン」は、現在、任意接種であり全額が個人負担とされています。接種費用は医療機関で異なりますが、おおむね 2 万 5,000 円から 3 万円とされ、高齢者の方においてはとても高額な負担となり、接種をためらう人は多いと言われています。負担を軽減するため、独自の補助制度を設ける自治体も増えてきていますが、本市の今後の見解をお聞きします。

件名 3、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて。

現在、多くの人々が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることができる「搾乳室」の設置が進んでいますが、赤ちゃん連れでなくても「搾乳」ができることについて、まだ一般の理解が進んでいません。

そこでお伺いします。

ア、出産や子育てへの支援を充実するため、「搾乳室」でも、搾乳しやすい工夫や、必要な

方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、見解をお聞きます。

件名4、神威（美山町）から文珠までの道道のセンターライン（白い点線）区間について。

2年ほど前に、道道114号線の神威（美山町）から文珠方面に向かって、センターラインが黄色の実線から白い点線区間へと変更となりました。

そこでお伺いします。

ア、変更となる以前と、変更後の今日とでは、交通安全の面から見て追越しをかける車が増加し、死亡事故につながるような危険が増したように思われます。このような状況を市として、どのように認識されているのかをお聞きます。

イ、赤歌警察署との連携は、どのようになっているのか、お伺いします。

以上、4件についての質問をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 改めまして、おはようございます。

私からは、件名1の改正鳥獣保護管理法の「緊急銃猟」についてのア、イ、ウについて、御答弁申し上げます。

初めに、ア、同法の改正に基づき、地域住民避難時の安全確保のために必要とされる体制において、市と赤歌警察署、また猟友会間での連携体制は整備されているのかについてでございますが、昨年に続き、本年7月8日に、市と赤歌警察署、猟友会の三者で、認定こども園周辺にヒグマが出没。その後、ヒグマは義務教育学校グラウンドに移動したとの想定で、ヒグマ出没対応総合訓練を実施したところであります。この訓練は、法令適用チェック表を使用し、鳥獣保護法による駆除と警察官職務執行法による駆除の二つのパターンを検討する訓練を行いました。

さらに、同月23日には、同訓練の反省会を開催し、三者にて有事の際の連携等を認識したところであります。

9月1日の新聞記事による他の自治体での緊急銃猟訓練では、手順を省略した交通規制だけでも時間がかかり、避難誘導に人手が限られ、市職員だけでは人手が足りず、警察の協力がなければ、緊急銃猟は不可能との訓練結果についての報道がありました。

このことから、今月1日に施行されました改正鳥獣保護管理法に基づく、地域住民避難時の安全確保のために必要とされる役割においては、警察や猟友会と連携を密にしながら、緊急銃猟ガイドラインに従い、必要な体制を整備していく予定です。

次に、イ、「緊急銃猟」を担うハンターは、3年以内に熊や鹿を捕獲した経験があるといった幾つかの要件を満たす必要がありますが、本市のハンターはこの要件を満たしているのかについてでございますが、緊急銃猟を実施する者の条件としましては、過去3年以内に熊や鹿の捕獲を行った経験を有する者のほかに、第一種銃猟免許を受けた者や、1年間に2回以上の銃猟または射撃の練習をしていることが必要であります。本市の猟友会メンバー6名のうち、3名がこの条件を満たしております。

次に、ウ、本市において、現在でもハンターの高齢化や人材不足などがあり、今後もいろいろな面において課題は山積されてくるものと考えられます。現状の課題も含め、今後の課題となり得る諸問題に対する取り組み方についてでございますが、ハンターの高齢化や人材不足につきましても、全国的にも問題となっており、本市においても例外ではありません。この問題は一朝一夕に解決できる問題ではなく、どの自治体も大変苦慮していると伺っております。

本市といたしましても、ハンターの人材確保と育成を最優先で行っていかねばならないと考えており、人材確保と育成のため、狩猟免許取得の支援として、狩猟免許に係る費用の補

助や取得に向けた講習会の案内を広報紙に掲載しておりますが、今後は、若い世代に狩猟の魅力を伝えるため、市ホームページなどで情報発信していくことも検討していきたいと考えております。

また、今後、さらに本市だけでは解決できない課題も出てくるのが予想されますので、北海道や隣接自治体、警察や猟友会と連携を強化し、広域的な人材の共有や情報交換を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 私からは、件名2、肺炎予防対策の一つ「RSウイルスワクチン」についてと、件名3、誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて、御答弁申し上げます。

まず、件名2の肺炎予防対策の一つ「RSウイルスワクチン」についての、アでございます。

国におけるRSウイルスワクチンの審議状況ですが、現時点では、定期接種化の可否を判断する段階には至っていないと認識しております。

ワクチンの効果の持続性に関するデータ等につきましては、医療機関からの情報収集を含め、日本感染症学会といった専門機関が国の審議会を通じて、実際の医療現場における感染動向や、ワクチン接種後の効果、副反応に関する情報を集約し、議論の場で共有されていると承知しております。

市としましても、今後も国や専門機関の動向を注視してまいります。

次に、件名2のイでございます。

RSウイルスワクチンの接種費用が高額であり、接種をためらう現状は本市も認識しており、市民の負担軽減は重要な課題と考えております。

しかしながら、本市が独自の補助制度を設けるに当たっては、慎重な検討が必要となります。ワクチンの公費助成は、その疾病負荷を考慮することが重要であり、国においても、現時点ではその前提となるデータ、特に重症化に関する知見が不十分であるとされています。

これらの状況を踏まえ、市としましては、現時点では独自の補助制度を設けることよりも、まず国における定期接種化の動向を注視し、その判断を待つことが合理的であると考えております。国が定期接種化を決定した場合は、その内容に応じて速やかに対応してまいります。

引き続き、市民の健康を守るため、基本的な感染予防対策の啓発に加え、生活習慣病の予防、重症化予防にも取り組み、肺炎を予防するための総合的な対策を進めてまいります。

続きまして、件名3の誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについてのアでございます。

授乳や搾乳を必要とされる方が安心して公共施設などを利用できる環境を整備していくことは、子育て支援を推進する上で重要であると認識しております。しかし、現在、市の公共施設に専用の授乳室、搾乳室ともに設置されていない状況は課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 私のほうから、件名4、神威（美山町）から文珠までの道道のセンターライン（白い点線）区間についてのア、イにつきまして関連がございますので、一括して御答弁申し上げます。

神威（美山町）から文珠までの道道の区間において、市といたしましても、見通しの悪いカーブや勾配のある区間において、無理な追越しが行われ、対向車との接触事故のリスクが高

まる可能性がある」と認識しております。

交通安全期間に限らず、市としましても、赤歌警察署と連携し、交通安全の啓発や交通安全パトロール車による市内巡回などの強化に努めているところであります。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問に移らせていただきたいと思いますので、よろしく御答弁のほうお願いいたします。

まず最初に、緊急銃猟の連携についてですが、去る7月8日に、市と赤歌警察署及び猟友会の三者で、認定こども園の周辺にヒグマが出没したということ想定しての訓練をされているということで、大変に喜ばしいことかなと私は思います。

さて、この制度は、特に2023年も熊の出没が多かった、目撃数も多かったということで、また今年もすごい出没件数、また人身被害等々も増えていることもありまして、この緊急銃猟が施行されました。

結局、ヒグマ等が人の生活圏に入ってくる、北海道でいえばヒグマ、本州ならツキノワグマと、あとイノシシも今回対象とされておりますが、危険な鳥獣が出没した際に、各市町村の判断で安全確保の措置を講じた上で、委託されたハンターが市街地でも銃を使用することを可能とする制度であるということは、これはもう課長当然のこと、御理解しているかと思いません。今年度の法改正により、鳥獣の保護及び管理並びに銃の適正化に関する法律が一部改正されたのがこれでございます。

数年前になりますが、隣のまちの砂川市において、猟友会の支部長が市街地で、警察官の発砲していいという下で発砲しました。それで、ハンターの方が責任を負わされ、銃の資格も取られて、まだ抗争中ということになっておりますけれども、基本的に、これから委託されたハンターに市が判断を下して、ハンターにお願い、委託をする。そのハンターが撃ったときには、市が責任を持つという感じになりますけれども、今回そういう連携がスムーズに行えたということが分かるかなと思います。

また、いろいろと避難誘導や交通整理などの安全性が、三位一体の連携の下、スムーズに行われる体制、これが構築されているということで、いろいろ議論もされて反省会も開いたということですが、今後、こういういろいろなマニュアルがあります。そのマニュアルに沿った、本市もそういうものを基本的に策定はしているかと思えますけれども、そういうマニュアル等々は本市においても策定済みなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 現在、改正鳥獣保護管理法に基づいたマニュアルを作成中でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、マニュアル等々は作成中ということですが、作成中ということで、今、7月8日に、そういう訓練をしたということですが、これはどういうマニュアルを基にして、訓練をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 改正する前の鳥獣保護法に基づいたマニュアルはありますので、そちらに基づいて訓練をさせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） そうしたら、今回は旧鳥獣保護法のマニュアルに沿って訓練をしたと

ということで、今回の緊急銃猟に基づいての訓練等は、まだされていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） そのとおりでございます。

住民の避難も含めた訓練はまだ行っておりません。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 先ほども言いましたけれども、2023年、熊の目撃数、出沒数が多く増えて、最高と言われていた年でありましたけれども、本年はそれ以上の出沒と目撃情報、また人身被害があります。本当に2023年を超えるようなヒグマの個体数が増えたのか、また、今年は夏、すごく暖かく、山に作物、秋の実りがなくて、里に下りてきているのか、これは分かりませんが、今回こういうことで、こういう同法が施行されることになりました。

札幌市の例を取って大変恐縮ですけれども、今後も札幌市におきましては、勉強会や机上訓練を通じ、改定作業を講じることを記載されている新聞等々を拝見させていただきました。内容としましては、8月14日に札幌と北海道で、模擬銃猟訓練が開催されたのは、多分課長も、新聞等、またニュース等々で何度も報道されていますので、聞いているかと思います。出席者からは、安全確保に時間がかかりすぎたとの意見もあったと記載されております。

また、檜山振興局では、今回、江差町でスイカの被害とかトウモロコシの被害とか、毎日、連日のように報道されていましたが、江差町と道庁の担当者、また地元猟友会などから32人が参加して、市街地にヒグマが出沒したと想定して、8月27日に演習を開催しております。

そのときに、檜山振興局の環境生活課の課長は、9月の法改正に向け、演習を繰り返して、対応スピードを上げていくと言われております。

本市においても、やはりもう9月1日、施行になっておりますので、赤歌署と猟友会とまた模擬練習を重ねつつ、マニュアルも早急に策定していくべきものと思いますけれども、その辺、課長、どう思われますか。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 議員のおっしゃるとおり、マニュアルづくりは早急に策定していかなければならないと考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 策定後に一度、もう9月1日に施行になっていますし、これから秋になってきて、ヒグマがいつ市街地に下りてくるか分からない、そういう状況下でありますので、マニュアルを早急に策定していただきながら、また、市と赤歌署と猟友会の間で、住民を交えて模擬訓練を実施すべきかと思っております。

ただ、これからマニュアルを策定して、実施が秋にできればベストですけれども、多分冬になってしまう可能性もあります。ありますけれども、そういう場を、一回設けるべきだと思うのですけれども、その辺は、再度、課長、どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） その件につきましては、雪の降る前に行えれば一番いいなとは思っているのですけれども、間に合わない場合は、最低でも赤歌警察署や猟友会とも連携を取って、机上だけでも訓練を行いたいとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番(能登直樹君)　そうですね、机上だけでもやっていただければベストですけれども、本来はどこどこに熊が出たということ、外で本当の模擬訓練ではないですけれども、やっていただければベストですけれども、やはり机上だけでしたら、反省点とか、そういう面は現場でないと分からないものがあると思うのです、机上で考えて、机上で訓練しても。そういう面をやるためには、本当、明日からでもいいので、早急にマニュアルづくりをしていただいて、秋、もう10月、雪降る前ぐらいに何とかしていただきたいと思いますが、くどいようですが、課長、もう一度答弁いただければと思います。

○議長(川野敏夫君)　山川産業課長。

○産業課長(山川勉君)　先ほどの答弁と繰り返になるかもしれませんが、行いたいとは考えておりますけれども、あくまでも訓練は市だけではできなくて、猟友会や赤歌警察署の協力がなければできないものですから、私どもとしては、やりたいという方向で進めたいと思っておりますけれども、両団体の協力も必要なものですから、ここでお約束することはできませんが、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君)　能登直樹さん。

○1番(能登直樹君)　やはりこれは市から熱意を持って赤歌警察署、また猟友会に問いかけしながら、市が率先してやっていくべき訓練かなと思いますので、その辺、課長、一日も早く模擬訓練でも何でもいいので、できるようによろしく願いしたいと思います。

ここで、市長にお聞きしますけれども、先ほど来言っていますけれども、今年は毎日のように、他市町村の熊出没記事が掲載されているのは、市長もテレビ、ニュース、報道で御存じかなと思います。

今年的人身被害件数というのが、先ほども言いましたけれども、過去最高とされ、2023年に匹敵する件数とされています。今年度、4月から8月まで、69の方が被害に遭われております。うち5の方が貴い命を落とされています。皆さん御存じのとおり、羅臼の知床遺産の中でも貴い人命が1名なくされています。本市においても、上歌地区や中村地区、または焼山での熊の目撃情報があります。幸い、歌志内につきましては、まだ本当の市街地には熊が出たというニュース、また情報はありませんけれども、出ていることは確かであります。上歌地区での道路を横断する熊の映像、これはもう市長も何度も見られたかと思っておりますけれども、取り上げられました。また、隣の砂川市においては、先月の8月31日から今月の8日まで、昨日おとといまでですけれども、連続して9日間、同一個体とは見られておりますけれども、北光小の学区内のJR函館線の防風林に集中して熊が出た、また目撃情報が寄せられていて、この辺、警察署で、今、いろいろと緊急な巡回等をしております。この辺りは、やはり国道12号線からも近い、市長も御存じかと思っておりますけれども、多くの市民からの不安の声が上げられております。また、同市においても、北海道から7月8日から10月7日まで、全域にヒグマ注意報が出されているのも、市長は御存じかなと思います。先ほども言いました、今年の秋、餌が多分少ないということで、山の中で熊が冬眠のために準備する、そういうものがないということで、多分市街地に出てくる回数も増えるであろうというニュースもありました。歌志内市においても、基本的に隣町、砂川市、赤平市、上砂川町という話ではなくて、本市にも明日ヒグマが出たとしてもおかしくないという状況であります。熊による被害が起きないようにしなければならぬと、私は思います。

ことわざにも、備えあれば憂いなしという言葉がありますが、万が一の事態に備えられて、あらかじめ準備をしておけば、実際に事が起こっても心配することはないかなと思います。

先ほど課長から答弁いただきました。訓練はするということですが、市長の考えとい

たしましても、多分同じかなと思いますけれども、市と赤歌警察署、また猟友会と連携した訓練、これは必ず実施していただきたいと思いますけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 最近、ヒグマは本当に農耕地や森林地帯だけではなくて市街地にも現れているというのが現状でございます。同一個体ということで、多分、石狩川、そして、ペンケウタシナイ川やパンケウタシナイ川ということで、川伝いに熊の行動は頻発しているのかなと思います。

今ほど、能登議員のほうからも、三者による訓練をしっかりと早急にすべきだということでございますし、うちの課長のほうからも、猟友会、そして警察署と連携しながらいち早く対応をしたいということで、私も同じように考えておりますので、しっかりとその辺は早急にできることは進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 市長、その辺、ぜひよろしく早急に対応をお願いいたしたいと思いません。

また、猟友会につきましては、資格を持っている方、今現在6名中3名が条件を満たしていることで、これが多いのか少ないのか、私には分かりませんが、やはり6名がいるのであれば、6名の方が資格を有するような、それが私はいいいのかなと思いますけれども、残りの3名の方は、基本的に3年以内に熊か鹿を捕獲した経験と、あと第一種猟銃免許を受けた者が1年に2回以上の猟銃または射撃の練習をしていることが必要であると言われておりますけれども、この3名の方は、緊急銃猟のハンター資格の中にはなぜ入っていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 3名のうち2名は、過去1年間に2回以上の猟銃または射撃の訓練をしていなかったということです。1名におきましては、第一種猟銃免許を持っていなかったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 猟銃を1年間使用していなかったとか、第一種免許証を持っていないということで、この1年間は撃っていないということで、これはこれからしていけば資格は得られるかなと思います。また、第一種猟銃免許、これも先ほど答弁にありました資格等々、やはり行政でしっかりとバックアップ、サポートをして、何とか取っていただきたい。いかんせん、ハンターの人材不足というのが今本当に懸念されております。前に私も一回言った記憶があるのですが、市民の中では、多分もういっぱいいっぱいなのかなと思います。ですので、できれば職員の中で1名でも2名でもハンターの資格を持つような方を育成するというのも、また一つの手かなと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 今後、職員にもハンターの資格を取れるような形のを周知していきたいと、考えていきたいと思いません。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） よろしくお願いします。

また、今回の緊急銃猟については、課題もいろいろとまた指摘されているのも現状であります。熊の出没情報を受けて、現地を確認した後、ハンターに発砲を委託するまでに、いろいろ

な時間がかかります。先ほど言ったチェックシートなどもありますし、安全確保、チェックシートの確認、またいろいろな書類の準備等々の多くの手続が必要となり、熊が出没しました、ハンターにお願いするまでの間のタイムラグ、これがどうしても生じてしまうということなので、その辺も、課長、これからマニュアルをつくる上では、どうしても短時間に発砲許可を出せるような体制を取っていかねばならないと思うのですけれども、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 緊急銃猟を使う判断するポイントとしましては、4点ほどございますけれども、その前に、ハンターと連絡も密に取れるようにというのはふだんからもしておりますし、ハンターが来た後に、緊急銃猟を使えるようにするための訓練もこれからしていきたいと、すぐに判断できるような訓練をしていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひその辺もよろしく願いいたします。

いかんせんチェックシートのチェック項目が、1枚のシートの中に何項目というチェック機能があります。それを全部リカバリーして、初めて委託に出せるということもありますし、またハンターも、隣の砂川市は、例に出して本当に申し訳ないですけども、猟友会は請けないということでニュースになっていたような気がします。請けないということは、多分歌志内は砂川猟友会にたしか入っているはずなので、歌志内市が委託しました、けれども、砂川の支部としては請けないということを確認したはずで、ということ、歌志内も撃てないということになりますので、その辺の連絡も密にさせていただきたいと思えます。

また、砂川市の話で恐縮ですけども、駆除した熊のふんから、道路に落ちていたごみを食べた痕跡が確認されたという記事もありました。ポイ捨てごみの味を知った熊が、人の食べ物に執着する。おいしかったのだろうかと思えます。そういう観点からも、家庭から出る生ごみ等も前日から出さないようにしましよとか、当日の朝、明るくなってから出すようにしてくださいという啓発もされております。本市として、このような啓発を今後どう進めていくのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 8月の広報でもチラシで周知はしたのですけれども、また今後、状況を見つつ周知を検討してまいります。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） その辺をまたよろしく願いしたいと思えます。

やはり熊も先ほど来言っていますとおり、山に食物がない、これから冬眠する食べ物を求めて、市街地に出てくる可能性もありますので、生ごみが前日から出されていると、それを食べに来る可能性もありますので、その辺の周知をもう一度徹底してお願いしたいと思えます。

それでは、次の肺炎予防のRSウイルスワクチンについてですが、12月にも質問をさせていただきました。そのときには一応いろいろな知見を基にということで、今回も御答弁の中で、定期接種化の可否を判断する段階にはまだ至っていないという判断の下、医療機関からの情報収集を含め、日本感染症学会という専門機関等と国の審議を通じて、実際の医療現場における感染動向やワクチンの接種後の効果、これを集約して確かめていくとありました。

医療機関ということでもありますけれども、私を感じる限りでは、全般的な医療機関の多分ネット等々から引っ張りだしたものかなと思えます。本市の市立病院との連携、またそういうお話ということはしたことがあるのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 医療機関の関係の情報収集につきましては、個別の自治体が直接医療機関に対して情報収集といったようなことはございません。

今、御質問にありました当課と市立病院との連携でございますけれども、本年、市立病院の薬局において、勉強会が行われておりますけれども、その中で、今回、議員が指摘しているワクチンを製造しているメーカーが来て、学習会を行うということを病院からお聞きしましたので、私ども保健師含めてその勉強会に入って、ワクチンの中のお話を聞いたというような経過はございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 勉強会の結果を踏まえ、また、課長等々入って聞いていた結果を踏まえ、課長の感触といたしましては、RSウイルスワクチンについて、どのように感じたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） その勉強会のときにお聞きした内容といいますと、専門的な医学部分の説明につきましては、私、医学の知識も乏しいものですから、理解できないところもございましたけれども、データ類の提示に関しましては、国において審議会で公表しているデータが出ておまして、その辺は共通したデータで終始したのかなと思っております。

内容としましては、ワクチンの有効性ですね。まだ誕生して間がないということで、今のところ、2シーズンまでは確認しているということで、近年3シーズン目のデータ取りがあって、メーカーとしては、2年に1回の接種が推奨されているようですけれども、これが3年になるのか、また、4シーズン、5シーズンになって有効性が出てきて、その結果、国のほうで議論されて、有効性について定期接種化という流れになりますので、こういった分野というのは、数か月単位ではなくて数年にかかって、带状疱疹もそうでしたけれども、かなり長い年数を経て結果が出てきますので、その辺を見ていきたいということで御答弁したつもりでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、課長が御答弁されて、今はまだ任意接種ということで、定期接種化も視野に入れているというお話をされました。

今、国としても、定期接種化に向けて少しずつ議論はされておりますけれども、まだまだやはり数年はかかるのかなという、私の判断です。また、有効期間、接種を受けたワクチンが有効とされる期間も、今のところ2年とされておりますけれども、多分、今後3年間は有効になるのでなかろうかという話もされております。これが2年から3年になれば、3年に一度、また、それ以上延びれば数年に一度のワクチン接種を受ければ、RSウイルスによる肺炎死、肺炎というのは減少になってくるのかなとは思いますが。

課長も御存じのとおり、このウイルス、飛沫や接触で広がる、前回は課長は御答弁で言っていましたけれども、赤ちゃんが罹患すると肺炎など重症化しやすいことは小児科医の間でもよく知られていますし、2歳までには、ほぼ100%の幼児が一度は感染すると言われていたRSウイルスでございます。ですので、ここにいる方全員が大体2歳児までには、一度かかっているかなと思うのですけれども、私もこのRSウイルスというのは、本当に昨年初めて聞いて、初めて知って、初めて勉強させていただいたワクチンなので、課長同様、まだ浅い知恵しかありません。ただし、一つ言えることは、市民の方にとっては大変いい、有効的なワクチンかなと私は思います。

また、課長にまた再度何度も言うのは申し訳ないですけども、このRSウイルスは肺炎になりやすいということで、気管支炎といった重症化を招く、入院するケースもある。死亡するリスクも多いと言われております。特に基礎疾患をお持ちの方は、このウイルスによって肺炎になるケースがほぼあるということです。

長崎大学の柳原克紀教授という方がいらっしゃいまして、肺炎になった高齢者の1割が、このRSウイルスがきっかけで肺炎になっていますよと。その数はインフルエンザ並みの数字だということです。このRSウイルス病原性は、新型コロナやインフルエンザのウイルスに次ぐもので、高齢者施設など集団感染も多いと言われております。特に、喫煙者や慢性閉塞性疾患などの持病がある高齢者が感染すると、死亡リスクが高まるという注意もと言われております。

本市においては、やはり炭鉱のまちということで、炭鉱で従事していた方がたくさんおります。そういう方は、じん肺と言われる肺疾患がもとで病院にかかったり、お亡くなりになった方もいますけれども、こういう方につきましても、基礎疾患を持っている方に対しても、予防の対策としてRSウイルスワクチンは有効とされているということが証明されております。ですので、課長、何とか、带状疱疹のときもそうでしたけれども、やはり市民のためには、今後こういうものを協議していただいて、打てるところは1割2割でもいいので、やっていくというのが、私はいいいのかなと思います。

再度、課長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 議員が御指摘したデータについては、様々医療機関ごとにデータが出そろっていないというようなことでございます。

入院中の肺炎の原因としましては、以前お話ししたとおり、2割が肺炎球菌と、その残りの数%がインフルエンザですとか、調べた結果、RSというような状況でございます。

ただ、先ほど来御説明してはいますが、RSウイルスによってどこまで重症化になるのかというところがキーでございまして、その辺の知見がまだ取れていないということでございます。

罹患率に対しては、恐らく6%というデータもあれば、先ほど議員言ったような1割というデータもございまして、さらに重症化といったところがまだ取れていないと承知しております。その辺が精査された上で、带状疱疹ということで先ほどお話がありましたけれども、後遺症に悩むですとか、それに効果があるですとか、まもなく定期接種が行われそうかどうか、そういったところになって、私どももいよいよ導入するかどうかというところを検討するというタイミングは、その時期かなということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 課長はよく知見、データ等々のお話がありますが、私が調べた限りでは、RSウイルスによる特効薬というのが今現在ないらしいですね。そうすると、お医者さんも、あなたはRSウイルスにかかっていますよ、罹患していますよという判断はしないというお話を聞いたことがあります。要するに、それを診断としてお話をしても、それに効く薬がない、自然治癒を待つだけ、ですので言う必要がない、医者判断で言う必要がない、そういうことから知見のデータとか、もろもろのデータがそろってこないというのが現状であるということが、私、ちょっと調べたところがあるのですけれども、要するに、そういうデータばかりを重視していますと後手後手になってしまいます。やはり1割、2割の方でも苦しんでいる方というのは、現に多々いるかなと思うのです。国の定期接種化、また、ほかのところを見て進めるよりは、本市が手を挙げて、今現在65歳以上の方が千四、五百名ぐらいですか

ね、そのうちの1割の方がこの定期接種を2万5,000円で打つとしたら、大体170万円ぐらい。そのうちの5割の方が打つとしたら85万円、1%が打つとしたら、大体15万円から17万円の費用があれば、1割の方が接種を受けられるというか、助成を受けられることができるわけですね。まず、そういう制度化づくりからしていただきたいと思います。

また、課長、くどいようですけれども、その辺、制度化について、今後とも議論していただきたいと思っておりますけれども、見解をもう一度お願いします。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 少ない人数からでも実施という、確かにお気持ちは重々分かりますけれども、先ほど来、御説明しているとおおり、今回の例につきましては、医療の関係に関わるワクチンでございます。ある一定のやはりエビデンスに基づいて、市としては判断していくほか頼るところ、根拠がございませんので、その辺を御承知いただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） これは参考資料になりますけれども、今年の6月30日現在、全国でRSウイルスワクチンの公費助成をしている自治体は、24の自治体があります。これは私は少ないかなとは思いますが、妊婦のみが接種するのに公費助成をしているのが18自治体、60歳以上の高齢者のみが受けられる公費助成をしているのが3自治体、両方とも対象としているのが3自治体。早い自治体、昨年の4月から始めた自治体が3自治体、残りの21自治体につきましては、今年4月から助成を開始しているもので、まだまだ新しい公費助成の制度であります。

北海道においても、現在7自治体がありまして、母子のみが七飯町、東神楽町、斜里町の3自治体。高齢者のみが福島町、小平町、中標津町の3自治体。全部を対象としているのが神恵内村。母子と60歳以上の方は全額助成、これは神恵内村ですけれども、残りの自治体は半額の助成をしている自治体であります。

先ほど言いました、本市、仮に65歳以上とするならば、大体1割で170万円ぐらい。1%なら17万円ぐらいなので、この辺をもう一度何とか、現状をこの自治体にお聞きしてもよろしいかなと思います。こういうものを参考にしながら、ぜひ前向きな公費助成の制度をつくっていただきたいと思っておりますが、これは市長にお聞きしてもよろしいでしょうか。市長の御答弁いただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 能登議員の御意見の中に、本当に他市町村を調べながら、多くの自治体がこのワクチン接種について助成等をしているということで、今、伺いましたけれども、先ほど来、課長のほうからも御答弁させていただいているとおおり、いわゆる知見に対して、しっかりとしたエビデンスを基に対応していきたいと考えておりまして、他市町村のも参考にしながら、いわゆる知見の進み具合、これらも注視しながら、この問題については、問題といえますか、御提案をいただいた件については、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 市長の御答弁がありましたとおおり、今後前向きに検討していきたいということなので、その言葉に期待を込めさせていただきたいと思っております。

市長が掲げる安心して暮らせるまち、長生きをしていただけるまちづくりのためには、こういう僅かな方の苦しみというものは、我々、体感しないと分からないものかなと思います。ここで例に挙げて大変恐縮ですけれども、带状疱疹のときも、市長自身が带状疱疹になったこと

から、断腸の思いで決断、英断された経緯があります。ぜひ、これも前向きに検討していただいて、一人でも苦しみから救ってあげたい、そういう思いでありますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは続きまして、次の質問に移りたいと思います。

搾乳室につきましても、御答弁にありました。安心して公共施設などを利用できる環境を整備していく、これが子育て支援を推進する上で重要であるとは認識しておりますという御答弁でありました。またさらに、今現在、市の公共施設においては、専用の搾乳室、哺乳室等はないということも、私も現地に行って再確認したところ、ありませんでした。それでは、ないから、このままでいいのかということにはならないと思うのですね。確かに現時点では、本市における赤ちゃんの出生割合というのは本当に少ないとは思いますが、そういう方たちが公共の場において、搾乳または哺乳をする、そういう環境整備を進めていくべきと私は思います。その辺、課長、どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 議員御指摘のとおり、先ほど答弁しましたけれども、必要性につきましては、今の時代に沿った環境整備ということでは、大変重要で優先事項の一つなのかなと考えております。ただ、現実問題、御覧のとおり、建物が当市の公共施設、非常に古いものでございます。そういった時代のニーズのない中で建てられた施設において、このような整備をするということは、衛生面も考えて、かなり手を入れなければならないような施設ということで考えておまして、既存の施設について整備ができるのかどうかというと、少し疑問が出てきておまして、市民の方の要望はあるのかもしれないけれども、なかなか技術的に、物理的に対応は困難ということで、先ほど御答弁したとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今回、搾乳について質問させていただいたのは、本市ではないですけども、やはり大きなまちに行くと、男性も育児をしております。男性が、お母さんが買物をしている間に、哺乳瓶などにミルクを入れて、哺乳室で赤ちゃんにミルクを飲ませていると。すると、やはり周りの人が、男性の方があんなところに入って何やっているのだろうねというお話も多々あるということをお話を耳にしたことがあります。

また、搾乳についても、赤ちゃん連れでなくても、また、低体重で生まれたり、昔は3,200グラムとか3,300グラムで生まれた赤ちゃんが、今、大体2,500グラムとかその前後で生まれているということは、1回で飲む量も少ない。その中で、飲ませる回数も増えている。そういうときに、施設に行ったときに、お乳が張ったりしてというときには、大変不便な思いをするということもあるということから、確かに今現在のうちの公共施設の中にはありません。ですので、コミセンについては、そういう方がいらっしゃれば、空いている部屋を提供するですか、コミセンのトイレには、子どものおむつ交換は幼児室をお使くださいという文言の貼り紙があります。幼児室をカーテンか何かで、そういう方がいらっしゃれば、遮断して、隔離して、外から見えないような、そういう対策も必要なのかなと思います。衛生面でいくと、それがいいのか悪いのか、それは分かりますけれども、緊急時にはそういう対策も必要なのかなと思います。それをカーテンで仕切ることによっては、お金、費用は大してかからないと思います。

また、今後、一元化施設が今整備されております。その中においても、すみません、構図とか、それが頭の中にないのですけれども、そういう哺乳室、搾乳室があったかどうか記憶が定かではないですけども、そういう一室をつくれとは言いませんけれども、そういう搾

乳、哺乳ができるようなお部屋も取ってもいいのかなと思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 既存施設に関しましては、そのとおりで、簡易なものであれば対応可能なのかもしれませんが、やはり今、時代のニーズの中で、そういった環境で使う方が抵抗なく使えるかということになると、私自身の考えになりますけれども、なかなか難しいのではないのかなとは思っております。

また、新しい施設でございますけれども、一元化施設においては、これから授乳室を用意するというで聞いております。また、その中で、御懸念のお一人のお母さんが入っていても疑われないような工夫を、教育委員会のほうでも考えるということでございますので、その辺は安心して利用されるのかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 確かに今現状、コミセンなどについては、お子さん連れのお母さんはあまり見受けられませんし、そういう緊急性のものがあるかないかと言われたら、ないのかも分かりません。ただ、そういう緊急性といたらおかしいですけれども、あった場合には、どこか貼り紙か何かで、こういうところで授乳できますよとか、搾乳できますよとかという文言を一つ書いて、トイレでもどこでもいいです。書いていただければ、本当に困ったときは、お母さん、職員の方に、貼り紙を見ました、こういうことでちょっと使用したいのですけれどもというときに使っていただけるような、そういう場所をぜひ提供するというか、つくっていただきたいと思っておりますので、その辺、課長よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、道道114号線の白線の件につきましては、白線になってから2年間、2年ちょっとたつかなとは思っておりますけれども、それまでは、黄色いはみ出し禁止通行区分でしたけれども、ちょうど美山町のプログリーンさんから、白線になりました、文珠方面に向かって。あそこまで遅い車に引っ張られてきた車が、あそこから白線になった時点で追越しをかけるわけですね。するとすぐ旧佐藤モータースに横断歩道があるのですけれども、子どもがそこで待っていても、追越しをかけている最中なので止まらない、危険な目に遭ったということも聞いております。そういうのは赤歌警察署と、これから連携を密にして、パトロール強化もしますとは言っておりますけれども、その辺は何とか強化していただいて、また、できることであれば、見直しもかけるべきなのかなと思います。その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） あそこの区間の経過ですけれども、令和3年10月に道路改良が行われて、見通しがよくなって、歩道も確保されて、重大事故の発生もなくなったところで、規制の必要がなくなったと赤歌警察署から6町内会へ、同意書が各町内会から提出されて、黄色実線が廃止になったという経過でございます。

道道の規制ですけれども、その変更は公安委員会の管轄でございますので、市としては、直接的な変更や権限は有しておりませんが、今、議員がおっしゃるような危険な場面は私たちも認識しておりますので、現状の交通状況や市民の声を踏まえて、必要に応じて、赤歌警察署や公安委員会に対して、安全対策の再検討や現地調査の要請を行ってまいりたいと思っております。

近々の赤歌警察署の情報ですけれども、その区間、やはり違反者がちょっと多いというところと、今後もその区間、取締りを強化するというお話をいただいております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） その辺、よろしく願います。

また、今月21日から30日まで、秋の全国交通安全運動が始まりますし、本市は今、令和9年7月14日の交通事故死ゼロ6,000日に向けて、官民が一体となって目指しているところでございますので、その辺も加味していただいて、一人の犠牲者も出さない、そういう警察とのタイアップをしていただきたいと思います。

最後にですけれども、一昨年、昨年、あそこの道道の注意喚起の看板を6か所、立てていたかと思うのですけれども、今年、立てていないのですけれども、立てなかった理由は何かあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 高草木市民課主幹。

○市民課主幹（高草木敦君） すみません、人手不足というか、なかなか動けなくて立てておりません。申し訳ありません。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間程度休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序2、議席番号5番、本田加津子さん。

一つ、高齢者福祉サービスについて。

一つ、ひとり親家庭への支援について。

一つ、うたしない女性の専門職資格取得支援補助金について。

以上、3件について。

本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 議席番号5番、本田加津子です。

通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名1、高齢者福祉サービスについて。

2025年「団塊の世代」と呼ばれる昭和22年～昭和24年生まれの約800万人が75歳以上となり、国民の5人に1人が後期高齢者となるという「2025年問題」が大きな問題として懸念されています。

とりわけ高齢化率の高い当市では、医療や介護、在宅生活支援等に関する各種サービスメニューが豊富にありますので、高齢者が安心して生活できる環境が整っておりますが、高齢者福祉は、社会の変化や高齢者のニーズに応じて常に進化しており、この先も高齢者一人一人の尊厳を守り、その方らしい生活を支援する取組のさらなる充実が求められています。

そこでお伺いいたします。

①緊急通報装置設置サービスについてですが、設置可能な台数と設置利用者数についてお伺いします。

②給食宅配サービス利用状況、給食提供業者についてお伺いします。

③温泉利用優待券交付事業の対象者数、交付者数、利用実績数についてお伺いいたします。

④近隣市町では、エリアサポーターが支援サービスのお手伝いをし、ごみ出しや病院などの付添介助など、様々な支援をサポートする取組が実施されています。

当市においては、エリアサポーターのような取組が実施されているのか、お伺いします。

⑤ICTを活用した活用したまちづくり支援プラットフォームの導入については、年度当初

は11月からの運用開始予定と説明がありました。

運用開始に向けての詳細についてお伺いいたします。

件名2、ひとり親家庭への支援について。

こども家庭庁では、ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。このようなひとり親家庭や寡婦が自立に向け取り組むための支援として、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保等支援」、「経済的支援」の4本柱により施策を推進していると記載があります。

ひとり親家庭の実に2世帯に1世帯が相対的な貧困の生活水準となっており、特に母子世帯の80%以上は就労しているにもかかわらず、非正規雇用者が多く、昨今の光熱費高騰や物価高騰などにより、非常に厳しい状況に置かれている現状です。

こども家庭庁では、母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自治体と協力して就業支援に取り組んでいます。

そこでお伺いいたします。

①ひとり親家庭の経済的な自立を目指すための支援として「高等職業訓練促進給付金事業」、「自立支援教育訓練給付金事業」があります。

これらの支援事業は、制度を設けていない都道府県等に居住されている場合は、支給の対象とならないとの注意書きがされておりますが、当市での取組状況についてお伺いします。

②ひとり親家庭を対象に支給している児童扶養手当の支給対象世帯数についてお伺いします。

③当市におけるひとり親家庭の生活・就労等に関する相談・援助体制の現状についてお伺いします。

件名3、うたしない女性の専門職資格取得支援補助金について。

子育て中の女性を対象に、転職、再就職または非正規雇用から正規雇用への転換などキャリアアップを支援するため、就労のために必要な資格または免許の取得に必要な費用の一部を助成する制度が令和5年度から実施されています。

そこでお伺いいたします。

①多くの子育て中の女性が、この助成制度を活用して、おのおのがスキルアップを達成されていると考えます。

各年度の実績数と助成額、取得した資格や免許の種類についてお伺いします。

②この制度の実施期間は令和5年度から令和7年度の3年間を予定しているとの説明がありました。

今年度で予定実施期間の3年目となりますが、引き続きこの制度を継続していくお考えか、お伺いします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、加瀬福祉事業課長兼保健介護課長。

○福祉事業課長兼保健介護課長（加瀬卓也君） 私からは、件名1、高齢者福祉サービスについてと、件名2、ひとり親家庭への支援について、御答弁申し上げます。

まず、件名1の高齢者福祉サービスについての①でございます。

現在、市が管理する緊急通報装置の台数は57台で、このうち新たに設置可能な在庫数は9台です。

また、実際に利用されている台数は38台となっております。

次に、件名1の②でございます。

歌志内市高齢者給食サービス事業は、歌志内市社会福祉協議会へ委託し実施しており、現在約18名が利用しております。

また、給食提供事業者は生活協同組合コープさっぽろとなっております。

次に、件名1の③でございます。

令和7年8月末現在、温泉利用優待券交付事業における高齢者の対象者数は1,459人、交付者数は892人、利用実績枚数は1,602枚となっております。

次に、件名1の④でございます。

近隣市においては、エリアサポーターが主体となって町内会館等を活用し、介護予防の通いの場を定期的に開催するほか、一部においては、ごみ出しや通院時の院内案内といった生活支援を有償で行う取組が実施されていると承知しております。

本市におきましても、介護予防の一環として、社会福祉協議会が主体となり、全市的につどいの場を開催し、住民同士の交流や介護予防活動を推進しております。

ただし、現時点では、ボランティアや企業等を組織的に巻き込み、ごみ出しや院内案内といった生活支援を行う取組は実施しておりません。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護予防活動と併せて、生活の身近な困り事に対応できる地域づくりが今後ますます重要になると認識しております。

地域の実情やニーズを踏まえつつ、社会福祉協議会や地域団体との連携・協働の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、件名1の⑤でございます。

I C Tを活用した地域コミュニティ環境整備事業の導入につきまして、11月中の運用開始に向けて現在、専用端末の配付準備を進めております。11月中に配付説明会を開催し、端末を配付する予定です。

また、市民周知につきましては、10月号の広報紙に折り込みチラシを同封するほか、民生委員等とも連携し、対象者への情報提供に努めてまいります。

なお、本事業は、高齢者の見守り支援を目的としているため、端末の配付対象者は75歳以上の単身世帯の方を優先いたします。

今後、事業の進捗状況と効果を見ながら、対象者の拡大も検討してまいります。

市民の皆様に本事業の意義を御理解いただき、地域コミュニティ活性化のきっかけとなるよう、丁寧な運用を心がけてまいります。

続きまして、件名2のひとり親家庭への支援についての①でございます。

高等職業訓練促進給付金事業及び自立支援教育訓練給付金事業につきましては、都道府県等が制度を設けている場合に利用できるものですが、現在、本市ではこれらの事業の制度を設けておらず、市民の皆様に御利用いただけない状況となっております。

しかしながら、ひとり親家庭の皆様の経済的自立を支援することは喫緊の課題であると認識しており、制度の導入を進めてまいります。

次に、件名2の②でございます。

現在、本市での児童扶養手当の支給対象世帯数は8世帯であります。

次に、件名2の③でございます。

市では、ひとり親家庭の皆様からの御相談窓口として児童扶養手当を所管する担当課が対応しております。

これまで、生活や就労に関する御相談はございませんが、御相談があった場合は必要に応じて関係機関等と連携し、適切な支援を行います。また、子育てに関する御相談につきまして

は、こども園や関係部署と連携し、情報共有を行いながら、相談・援助に当たっております。

今後も、ひとり親家庭の皆様が安心して生活できるよう、関係部署と協力して、支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

私からは、件名3、うたしない女性の専門職資格取得支援補助金について、御答弁申し上げます。

初めに、①の助成制度における各年度の実績数などについてでございますが、制度を創設した令和5年度に1件、13万2,000円の補助を行っております。資格の種類でございますが、社会福祉士でありました。令和6年度の実績はなく、本年度において、問合せは受けておりますが、今のところ申請はない状況でございます。

次に、②の本制度を継続していく考えについてでございますが、①で御答弁のとおり、実績としては1件となっておりますが、本制度に対する問合せや相談、また継続してほしいとの御意見もいただいているところでございます。何より子育て中の女性が資格を取得するにはタイミングや個々の生活設計的な面への配慮も重要であり、これらを踏まえまして、本制度についてはもうしばらく継続して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） ただいま伺った答弁でほぼ理解はしたのですが、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、件名1の①緊急通報装置設置サービスについて、全部の台数が57台お持ちで、新たに付けられる数は9台。今は余っている状況ですけれども、在庫が足りなくなったということは過去にあったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 在庫がなくなったという事例はございません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） あと、固定電話を持たない方というのは、これは固定電話の契約がなくてもつけられるような器械というか、そういう装置なののでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） これはあくまでも電話回線ありきの装置でございますが、御懸念のとおり、近年、電話回線のないお宅が少なからずあるということで、その場合、この緊急通報装置というものは設置できない状況でございます。

そういった課題があるということで、今回、ICTの御質問をいただいておりますけれども、そういった何か代わったもので対応できないかということで、種々検討しておりますけれども、まだ今のところ、ICTの活用で緊急通報を兼ねることができるかどうかというのは、今詳細に検討中ではございますけれども、なかなか緊急性の高い通信でございますので、コミュニティツールであるICTでこれを賄えるかどうかというのは、ちょっと疑念があって、まだそこは解決していないという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

やはりこのために新たに固定電話の契約をする方もいないのかなと、必要がないから固定電

話の契約を外したのだと思うので、皆さん個々に携帯電話、スマホとかも持っています。今、モバイル型の緊急通報システム、こういったものもちまたでは出回っているということですが、これだと外でお散歩中に具合が悪くなっても、ぴっと押せたりとかするのですが、それはちょっと時間がかかるということであれば、もし希望する方で固定電話の契約がない方でもモバイル型であれば、すぐに契約できるのかなということもあるのですが、その辺、考えたことはありますか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 見守りも含めて包括しますと、様々な機器がございまして、その対応する側も行政なのか、消防なのか、警備会社なのか、御家族なのかといったことで、ツールによって様々な用途も多種多様でございまして、その中でいろいろ当課でも検討はしているのですが、まだモバイルですとか、モバイルであれば警備会社だとか、御家族になるのかなとは思いますが、そこまで実際に突き詰めて実現に向けての検討までは至っていないというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

この先いろいろなスタイルというか、タイプがあると思うので、いろいろ研究されて、高齢者にとってよりよいものになるようにしていただきたいなど。

今使っている通報装置、これは更新期限とかそういうのはあるのですか。一回つけたらずっとエンドレスでというか、電池がなくなったら電池を取り替えるぐらいの軽微なことで使い続けられるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 端末については、2年に1回定期的に保守整備を行っておりまして、その際は、電池の交換ですとか、器械の調子というようなことを点検させていただいております。不具合があったら在庫で取り替えるといったこともございます。そういったことで対応しております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

これがついているということで、安心して日常生活でおうちの中でも、例えば夜、具合が悪くなっても、どうしたらいいかなと慌てることなく、ぴっとボタンを押せばいいなと思って暮らしている高齢者の方もいるので、皆さんが使いやすいような、そういったことをいろいろと研究してやっていっていただきたいと思っています。

続きまして、給食宅配サービス、今18名の方が利用していると。使える条件を満たす方というのは、もっとほかにたくさん人数がいらっしゃるのかなと思うのですが、大体どのぐらいの方がこれに該当しそうな、アバウトな数字でいいのですが、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 給食サービスを利用できる方という見込みは、ちょっと雑駁でも、数字的には把握は困難かなと思っています。

ただ、始める理由といたしましては、社会福祉協議会からお話を聞いたところ、やはりお年を召して調理ができなくなったですとか、買物が自分でできなくなったですとか、台所に立っていることができなくなったというようなことで、また、若干でも認知症が現れてきたといっ

たことで、主に御自分というよりもケアマネジャーですとか、御家族の方からサービスにつながっているということでございます。

決して御本人から申込みがないということではないですけれども、大方は周りの方が気にして、この制度を利用してというようなことにつながっているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

あと、少し前は取っていたのですが、来週から要らないわとか、途中で中止される方もいらっしゃるのかなと思うのです。それぞれの理由があって中止されると思うのですけれども、御病気の治療のために入院されるとか、そこからどこか違うところに行く以外で、ずっとそこのお宅にいるのに給食をやめたいわとかおっしゃる方も中にはいるのかなと。そういった方には、どうしてやめるのですかというような聞き取りとかというのは、特にはしていないでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 御指摘のとおり、やめる一番の理由としましては、長期入院ですとか、転出、施設入所ということが多いかと思います。

また、取ってはみたものの長年自分で調理、小さいものでも少ない料理でもしていたので、このくらいだったら自分でもできるよということで、お断りになるケースもございます。

また、中には、口に合わないというような方もいるわけでございますけれども、弁当というのが生協のほうに頼んでいますけれども、一応栄養を考えて作っていただいているということではございますけれども、その場合、今日は肉で翌日は魚ということで交互に出しているということで、なかなかお年を召した方の中には、お肉が苦手だとかそういったことで、やはり自分で長年調理して作っているのだから、それで間に合わせるわということで、多くはありませんけれども、そういう事例も実際にはあるというような状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

やはり自分で多少お料理ができる女性の方などは、自分の味があるので、そういったものを利用するかなと、一回中止ということがあるということは理解しました。

あと、業者は今は生協のコープ1社で給食を届けていただいているのですけれども、市内には対応できる業者が今はないと思います。生協一つではなくて、何か違う形でお弁当の宅配をしてくれるところを探そうかなとか、そういった検討はされたことはありますか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 現在、お答えしたとおり、コープさっぽろにお願いしているということで、冒頭、議員からも利用者数が少ないのではないかなというニュアンスでお聞きになったのかなと思っておりまして、私自身ももっとぜひ利用していただきたいサービスの一つということで、課内でコープさっぽろに代わって、市内の事業者で対応できるかどうかということを、今年に入って聞かせていただきました。そうしますと、二つの事業者から、何とかお弁当は作ることは可能だというお返事はいただいたのですけれども、問題はその先でして、見守りも兼ねておりますので、定期的にお宅に届けるということができないということで、それ以上のお話には進まなかったということで、検討状況としましては、こういったような状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

では、定期的に給食サービスを受けている方のお宅に届けられるような方がいらっしゃれば、コープさっぽろ以外でもお弁当を作って運ぶことが可能になるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 最大の課題がその点でございます。どういった組織で、お弁当を受け取って的確にきちんと届けられるかという組織が担保できれば、この課題はクリアできるのかなということで、コープをやめるというわけではなくて、御本人の選択肢が広がるということでは一助になるのかなと考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

先ほど聞いたエリアサポーター、そういったものがあれば、こういったものもどんどん先に、横に広がっていくのかなと思うので、後でまたそのことについては再質問します。

次、温泉利用の優待券、この事業というのは、いつから始まって、最初は何枚の交付か、最初から5枚の交付だったのか、その辺、分かれば教えてください。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） はっきり今お答えしづらいところがございますけれども、要綱につきましては平成25年度ということで、その当時くらいからはあったのではないかと、はっきり申し上げられなくて申し訳ございませんけれども、そう思っております。

枚数につきましても、当時の資料を今見ておりませんので、的確な枚数というのにはお答えは控えさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

ずっとやっていたらしゃるので、最初うちの親がもらっているときは5枚だったかなと、記憶がはっきりしないので、そういう思いがありました。

この事業の目的として、健康の維持・増進、閉じ籠もりの防止や意欲の向上を図ることが目的とされているのですが、これらの目的を達成するために、5枚ではなくて最低でも月に一度温泉に行けるような枚数を交付していただきたいと思うのですが、枚数の見直しについては検討されたことはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 毎年毎年、全ての事業でございますけれども、予算ということが絡んできますので、それぞれの事業、拡大するのか、縮小するのか、廃止するのか、また新たな事業を新規とするという流れの一つで、一つ一つ検討しておりますけれども、この事業に関してはずっと現状維持ということで進めております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 今の温泉優待券を交付されている市民の方からもお話を聞くのですが、やはり5枚でなくてせいぜい10枚くらいは欲しいなという声をよく聞くので、その辺、新年度に向けて、やはり月に1回でも温泉に行って、いろいろな方と触れ合うというのもすごく大切なことだと思うので、その辺、検討して、できるものなら枚数の見直しをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 例年、御存じのとおり、市内各所に回って、温泉券を交付しているのですが、その場で交付するものとしまして、ほかに公共交通の助成券等もあり

ます。ですから、そういったことも相対的な高齢者の手だてに、どこにどのくらいのお金をかけるのかということがございますので、その辺を含めて総合的に考えてまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） やはり温泉に行きたい高齢者、お年寄りの方はたくさんいますので、その辺、外出とはまた別ですね。一緒くたに、高齢者にバスの券をあげているからここで5,000円とか、お風呂の券を5枚あげているから2,500円とか、そうではなくて、やはりお風呂はお風呂、交通手段は交通手段として、広い意味で高齢者のことを考えて、いろいろやっていただきたいと思います。

あと、次、エリアサポーター、課長とか皆さん御存じとは思いますが、赤平市では、エリアサポーターというのは有料で要支援者に対していろいろなお手伝いをしています。奈井江町でもちょこっとボランティアという名目で、こちらでも有料ですが、やっています。上砂川町でも生活支援サポーター、こういった方がお手伝いをしています。砂川市でも市民ふれあいサービスとして、こちらでも有料ですがお手伝いをしています。

歌志内で今こういったごみ出しとか病院案内とか、支援を行う取組というのはやっていないということで、先ほどお聞きしたのですが、このまちで暮らしていく中で、やはり困ったことがあっても、どこで誰に相談していいかわからないというケースがあると思うのです。そのせいでごみが出せない、郵便物を出したいけれども、ポストが遠くてなかなか送れない、蛍光灯の交換作業ができない、そういったほんのささいな、私たちにしたら脚立に乗って替えられるよということが、難しい高齢者の方とかたくさんいらっしゃると思うので、たとえお金がかかっても、こういったものを連絡してお願いできるということが、受けられるということがあれば、安心して暮らし続けていくことができると思うのですけれども、必要であることは十分分かっていただいていると思うので、つくるというか、何かそういう仕組みをつくっていくような取組を進めていくというお考えはありませんか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 今、御指摘のあったように、新たな組織というよりも、現存する組織において、その中の活動の一つとしてこういった活動が結びつけばいいのかなとは思っておりますけれども、ただ、本市の場合、御存じのとおり、なかなかそういった体制の組織というものが生まれていないというような現実でございます。例えば、先ほど御質問にあった近隣のところでありますと、そういった方々の組織があって、住民サイドで主として活動されている方々に、こういったこともということで御利用につながっているのだと思いますけれども、そういった母体がなかなか育っていないというところで、ジレンマではございますけれども、必要とは思っているけれども、結びついていないというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） そういった人たちを集める母体が育っていない、母体を育てないといつまでたっても育たないのかなと思うのですけれども、育てるために何かやっていることというのは、今ありますか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 今年から社会福祉協議会で新たな職員を採用していただきまして、生活支援コーディネーターというものを育てようということで、今懸命に努めていただいております。そういった形で、今年、当市の生活コーディネーターとともに各町内会を歩かせていただきました。その中で、お話を聞くあたり、例えば組織ではないけれども、困ってい

る方がいらっしゃるのだからということで、町内会の特定の方が病院に連れて行っていただけるというようなケースですとか、あと町内会、御存じかもしれませんが、ごみ出しを独自にお手伝いするよというような声かけをしていただいているということは承知しております。

そういったところを何とか地域に入って芽吹くようにしていくのも生活コーディネーターの役割かなと思っておりますので、主立った大きな組織ということではなくて、各地域において、そういった整備につながるようにお話ということで介入していきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

今、生活支援コーディネーター、こちらのことを聞こうと思っていたところだったので、その言葉が出てきたので、平成30年度に歌志内の中でも生活支援体制整備事業、これがかできたのかなと思うのですけれども、そのとき、コーディネーターの方は2名いるというようなことを見ました。今、コーディネーターという方は何名いらっしゃるのですか。

それと、それに付随して、生活支援協議体というのが設置されていると思うのですけれども、その当時は10名で構成されたということですが、現在もこの構成人数は10名ということでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 実際、生活コーディネーター、社会福祉士2名という体制で当初始めたところでございますけれども、途中、コロナというような時代を経て、地域に入っていくことがなかなかできないということで、先ほどお話ししたとおり、町内会を歩いて課題を出して、その課題解決に向けて地域に入ってサロンづくりといったようなことの活動を進めておりましたけれども、その辺で数年間停滞したということでございます。その後、1名退職になりまして、現在の数としては1名ということでございます。

また、協議体につきましては、そのときの題材に応じて参集範囲を決めて協議体を運営しているという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

せっかく地域支え合い推進員という方がいらっしゃって、協議体というものも設置されているので、その中で、今まで介護だとかそういったほうに多く目を向けられたかと思うのですけれども、要支援だとか、介護というか、デイサービスに行っていない家でいる方とか、比較のお元気だけれども外を歩けない方とかも若干いらっしゃると思うのです。そういった方々のために、何か地域でコーディネーターだけ、社協だけではとても無理だと思うので、町内会とか自治会、こういった方々と連携して、できることは各町内会にお願いするというような、連携した取組を早急にやっていかないと、取り残される高齢者の方が出てくるのかなと思うのです。その辺、やってくれている町内会、自治会はもちろんごみ出しを協力したりとか除雪の面でも協力している町内の方たちはたくさんいますけれども、それを組織化というのですか、きちんとしたものにして、それに使った分は無償ではなく、やはり幾らかの対価というものを支払えるように、そういった仕組みをつくっていかねばいけないと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 御指摘のとおり、生活コーディネーターというのはそもそも地域資源を有効に結びつけるということで、決して自身が全てを引き受けて行うという仕組み

ではございませんので、そういった地域の今ある資源を活用して、考えていきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） ぜひ、高齢者が一人で取り残されることがないように、周りも協力して、やはり高齢者の方の中には、あまり干渉されたくないという方も実際にはいらっしゃると思うのです。家にも本当は入ってきてほしくないのだよねという方も、でも、そういう方にもそっと寄り添えるような、そういった優しい取組、それを考えていくのが地域支え合い推進員なのかなと思いますので、それは目に見えるように機能させて、高齢者のために動いていただきたいと思えます。

次、プラットフォームです。

これはいつ来るのだろうかとか聞かれたことがあるので、これはいつそういうものを、先ほど10月とかと聞いたのですけれども、75歳以上の単身世帯の方とか、最初は70歳と聞いたような記憶があって、75歳以上の方が対象という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 当初どおり、どうしても見守りをしたい、行政としてまず最初の思いとしましては、お一人暮らしの方で見守りを行わなければならない方を、どう手だてするかというところでございますので、今のところ台数も限られているところでございますので、75歳以上の単身世帯ということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） これはやはり75歳以上の方がこういったものを使うとなると、私は使えないとか、俺は無理だよねという方が出てくると思うのですけれども、これは民生委員とも連携し、対象者への情報提供にとは、これを導入しますというの、自分たちから高齢者が申し込む、民生委員がある程度この方とこの方というふうに絞り込む、こういった方法で人数を集めていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 加瀬保健介護課長。

○保健介護課長（加瀬卓也君） 配布時期につきましては、先ほど御答弁したとおり、11月中ということで考えております。

それに先立って、10月に広報で呼びかけて、希望者に対しまして11月に説明会を開いて、操作説明をさせていただくという形でございます。

ただ、御懸念のとおり、高齢者の方、こういった端末を使える方は少ないのかなとは思っておりますし、御自身、見守られる側としましては、見守られる側ではないよという意識もございまして、ICTの端末も要らないということも想定しているところでございまして、それで先日、先立って、民生委員の方々に対しまして、この端末のデモ機を持参しまして、御説明させていただきました。そうしましたら、集まった民生委員も御高齢ということで、同じような感触でして、ただ、新しいものに対して皆さんとても興味津々で、いいねということで言っていておりますので、恐らく公募で申込みされる数は少ないのではないかなということも考えておまして、その場合、民生委員の方から、ぜひ使っていただきたい方につなげてほしいという要望と、あと今後、社協の見守り委員の方々も集めて事業の紹介をして、端末の良さを広めていこうと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

これが来るのを楽しみにしている方もいらっしゃるのです、その方たちの期待に沿えるよう

に、分からないことはどこに聞いたらいいのかとか、困ったときのQ&Aみたいなものをつくっていただければ、一々民生委員に電話して聞くというよりは、ここでこうすればこれができるのだというのが分かるような、分かりやすいような説明とかもつけてあげるといいのかなと思います。

続きまして、ひとり親家庭の支援、こちらについて再質問をいたします。

このことについて、私、令和4年第4回定例会にて質問いたしました。

必要性は十分御理解をいただき、そのとき、絶対とは言えませんが、相当前向きな形で制度を設ける方向で考えたいと思いますという答弁をいただいております。

令和5年、令和6年、令和7年、年度が変わりました。どの段階でこの制度が実施されるのかを注視しておりましたが、なぜ先に進めなかったのか、理由を教えてください。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 御指摘のとおり、そのときに市としましては、非常に前向きに実施するかのような答弁で終わっていた後、こういったような形で事業の実施をしていないということに関しましては、非常に反省させていただきたいと思っております。

遅くはなりましたけれども、8年度にはできる体制を整えたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

やはりこのまちに住んでいるがために、ほかのまちでは受けられるこういった支援が受けられないというのは、歌志内で暮らす人にとってはよくない、自治体間での格差というか、そういったものが口コミで広がると、母子家庭で歌志内に移住しようかなと思っても、歌志内に行っても、こういったものできないのだよねというのが自然に広がってしまうと、また人が増えないような状況、そういったものにつながっていくので、今、課長のほうから8年度には早急にというお話を聞いたので、私が今言った高等職業訓練の支援と自立支援に付随して、ほかにもいろいろな支援策がこども家庭庁でひとり親に対してやっているのですよね。一度に全部いろいろなことをやってくれとは申しませんので、需要が高いものとか、こういったものがあれば、ひとり親が自立して暮らしていける環境ができるのかなという優先順位もあると思うので、そういったことを考えながら、新しい制度をつくるということで、とても御苦労もあると思うのですけれども、あと砂川市辺りでは、高等職業訓練促進給付金、どこかの学校に通ってお勉強するのですけれども、その際に、そのまちで自分で交通費を出したりとかという取組もやっていますので、そういったところもいろいろ調べていただいて、よりよい制度になっていってほしいなと思うので、8年度、大丈夫ですね。

もう一度、お願いします。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 8年度に向けて、努めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ひとり親の皆さんからいろいろな相談とか、今特にはごさいませんという御答弁でした。

前は、母子専門の相談員の方がいらっしゃって、いろいろなことを相談したりだとか、例えば子どもさんが学校に行くのに、ちょっとお金が足りないのだよねという、母子の生活資金を借りるような手続のお手伝いをしてくれたりだとか、そういったきめ細やかなことをやって

くれていたのですけれども、今、そんな相談をしたとしても、担当の方はそういった手続というか、そういった案内とかももちろんしていただけると思うのですけれども、それも今大丈夫ですよ。していただけますよね。

○議長（川野敏夫君） 加瀬福祉事業課長。

○福祉事業課長（加瀬卓也君） 個別に対応してまいりたいということで、先ほど答弁しております。

ただし、小規模自治体でございます。専門員というような形で、例えば社会福祉士とかの配置はなかなか困難でございます。しかしながら、小さいながら、幸いにして、例えば母子の課が近くにあるですとか、顔が見える職員間でございますので、連携して対応してまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 児童扶養手当を、先ほどもらっている世帯は8世帯ということで、数としては歌志内、そんなに多くないのかな。昔はもっとたくさんひとり親世帯の方がいらっしやっただけだと思うのですけれども、だんだん減ってきているのかなという印象も受けます。

学校に関して、子育てに関してお金がかからないというメリットもありますので、母子家庭、ひとり親家庭の方はどんどんこちらのまちに移住してもらって、介護の現場で働いていただくとか、そういった取組をしていくことで、人口も増えてくるし、子どもたちも増えてくるのかなと思いますので、その制度の取組をよろしくお願いいたします。

最後に、女性の専門職資格取得支援補助金、内容と額については聞きました。

市民の方の中では、この補助金制度自体について、知らないよねと言っている方もいらっしやいますよね。まだ、継続していくお考えがあるということですが、周知方法、何か違うような形で周知していけばいいのかなと思うのですけれども、その辺はお考えはありませんか。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 御指摘ありがとうございます。

この制度の内容を承知していない方がおられるというお話でございますので、市としても、一応広報紙に掲載したり、ホームページに掲載したり、折り込みチラシを入れたりと数々手だてをしているところですが、今SNSとかもやっていますので、若い女性だとかいうのも見られるのかなというところもございまして、そこら辺も含めて、皆さんに理解していただけるというか、承知していただける周知を考えていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

制度をつくったときの条件として、22歳以下の子どもを養育しているという条件がありましたね。私、これも令和5年の第1回定例会、制度ができるというときの定例会で質問しているのですが、なぜ22歳以下なのですかと聞いた記憶があります。大学を卒業する年齢を加味してという答弁をいただいています。

例えば、大学4年間で卒業できなかった場合、23歳になります。18歳現役で大学に入れなかった場合、卒業までちょっと年が重なってしまいます。こういった場合は、どんな扱いをしようと思っていたのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 22歳以下の子どもを養育している方の部分で、令和5年に回答したというお話ですが、私、そのときいなかったのですけれども、22歳以下の考え方としては、基本的に健康保険とかの扶養も一般ですと22歳以下というところになって、基本的

には自立していくという年代を踏まえて、この辺を設定していると、私的には考えておりまして、確かに議員おっしゃるように、23歳、留年なのか話は別にしまして、22歳以上で学生になるというのも考えられるところですが、まずは一般的な制度として、世帯が扶養する範囲ということで定めたものだと考えます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

令和7年度で3年目となりますが、引き続き続けていくお考えかと先ほどお聞きしましたら、しばらく継続して取り組んでまいりたいと考えているという答弁をいただきました。これはとてもいい助成制度だと思うのです。子育て中のお母さんが、例えば自分がパートをしていますと、子どもも育てていますと、そうすると自分の時間をつくって勉強するのはちょっと難しいのかなと思うのです。そうすると、子どもが育って、子育てがなくなる、家事はする、パートにも行けるけれども、ちょっとした自分の時間ができて、資格を取りたいなど、今までのずっとパートでなくて正職員として働きたいなど希望を持ったときに、何歳以下の子どもを養育しているというのがやはりちょっとネックになってくるのかなと。新しい制度、継続してやっていくということなので、市内在住の女性、こういったことで対象者を改めるというお考えはありませんか。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 今、議員から御指摘があった対象者のお話ですけれども、今現在の制度の内容としては、市内に在住している女性の方ということで、対象になっているところでございます。

対象の方といたしましては、市内在住の女性の方で、22歳以下の子どもを養育し、離職中であつたり、非正規雇用者で就業している方、ただ、ひとり親世帯の場合は正規雇用でもよろしいです。あとは、市税等滞納していない方を対象にこの助成をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○5番（本田加津子君） 分かりました。

私は、この1から4まで、必ず該当しなければならないのかなと思っていたので、それでは私の言いたいことはこれなのです。

歌志内市に住んでいる女性の方、全てに対してこれは開いている、こういう助成制度があるということですが、多分、これを分かっていない方はたくさんいらっしゃると思います。もっと分かりやすいようにしていただけると、もっとこの助成制度を使って自分のスキルアップをして正職員になろうと、スーパーのパートではなくて机に向かってパソコン打ちたいわと思う方もいらっしゃると思うので、そういったことの周知の仕方も考えていただきたいと思います。

では、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

ここで、午後1時5分まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 1時03分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

質問順序3、議席番号4番、松井敬道さん。

一つ、強靱化計画について。

一つ、上歌最終処分場における放流水の基準値超過の対応について。

一つ、市立病院の経営状況等について。

一つ、空家等対策について。

以上、4件について。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、通告に基づき質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名の1、強靱化計画について。

国は、東日本大震災などから得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めています。

こうした国の動きを踏まえ、道内179市町村の全てが国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画を策定し、強靱な地域づくりに取り組んでいると思います。

そこで伺います。

①本市の強靱化計画については、脆弱性の評価において設定した18の施策プログラムを構成する44の施策項目を対象に、影響の大きさ、施策の進捗、平時の効用等に重点化の視点を置き、緊急性や優先度を総合的に判断し、27の重点化すべき施策項目と令和7年度に達成すべき36の目標を設定していると思います。

そこで伺います。

ア、住宅の耐震化率については、平成29年度の73.4%を令和7年度に95%とする目標を掲げていますが、現時点での耐震化率と令和7年度の耐震化率の見込みについて伺います。

イ、多数利用建築物の耐震化率については、平成29年度の95.5%を令和7年度に100%とする目標を掲げていますが、現時点の耐震化率と令和7年度の耐震化率の見込みについて伺います。

ウ、自主防災組織数については、令和2年度のゼロ組織を令和7年度に2組織とする目標を掲げていますが、現時点の組織数と令和7年度の組織数の見込みについて伺います。

エ、災害訓練実施回数については、令和2年度の年1回開催を令和7年度に年2回開催する目標を掲げていますが、令和6年度の開催実績と令和7年度の開催見込みについて伺います。

オ、社会福祉協議会と連携した災害実動訓練の実施については、令和2年度の年ゼロ回実施を令和7年度に年1回実施する目標を掲げていますが、災害実動訓練の具体的な内容について伺います。

また、令和6年度の訓練実績と令和7年度の訓練見込みについて伺います。

カ、業務継続計画（BCP）については、令和2年度の時点では未策定でしたが、令和7年度に策定する目標を掲げていますが、策定されたのか伺います。

キ、災害廃棄物処理計画については、令和2年度の時点では未策定でしたが、令和7年度に策定する目標を掲げていますが、災害廃棄物処理計画の具体的な内容と進捗状況について伺います。

②地域の強靱化は一朝一夕に実現できるものではなく、地域計画に基づく各種施策・事業を

着実に推進し、長期間にわたって取り組んでいく必要があります。そのため、地域の強靱化を進めるに当たって、P D C Aサイクルを繰り返し、より効率的・効果的に取り組んでいけるように努めることになっていると思います。

そこで伺いますが、本市の強靱化計画のP D C Aサイクルは、どのように行っているのか伺います。

③国土強靱化について、国は令和7年度を期限とする現行の「5か年緊急対策」と「年次計画2025」の次展開として、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5か年とする次期計画を6月6日に閣議決定しました。

これにより、令和7年度で期限を迎える本市の強靱化計画についても、国の計画に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5か年とする次期強靱化計画を策定する必要があると思いますが、現時点での計画策定に係るスケジュールと重点を置く項目について伺います。

件名の2、上歌最終処分場における放流水の基準値超過の対応について。

本年8月の行政常任委員会において、基準値超過が常態化していた上歌最終処分場の放流水の令和6年9月以降の状況について報告がありました。

その内容は、昨年、空知総合振興局の指導を受けた以降は、通常月1回の放流水の検査を自主的に月2回実施し、基準値超過の原因究明に努めているとのことでしたが、令和6年9月以降もほとんどの月で何らかの基準が道に報告した基準値を超え、違法状態が続いています。

そこで伺います。

①3月議会の一般質問の答弁では、基準値超過について、振興局からは認識違いであったとしても、自主基準値の超過は廃棄物処理法違反になるので「廃棄物処理指導書」を出すと言われたと答弁されています。

この指導書の資料が8月の行政常任委員会の追加資料として提出され、現場の状況として「維持管理に関する計画に係る事項中の放流水の水質等のうち、化学的酸素要求量（C O D）及び窒素含有量（全窒素）について、生活環境の保全のため達成することとしていた数値（いずれも10ミリグラム／リットル）を継続的に超過しており、よって、廃棄物処理法第9条の3第5項に定める一般廃棄物処理施設の維持管理違反の状況にある」との指摘がされ、次の3項目について、指示・指導を受けています。

そこで伺います。

ア、指導書の指示・指導事項の①として、「放流水に係る化学的酸素要求量（C O D）及び窒素含有量（全窒素）の超過原因を究明し、必要な措置を講じること」とされていますが、この指示・指導事項を受けて、必要な措置としてどのような措置を行ったのか伺います。

イ、指導書の指示・指導事項の②として、「①の原因と対策の内容を書面で当局へ報告すること」とされていますが、この指示・指導事項について、振興局に対してどのような報告をされたのか伺います。

ウ、指導書の指示・指導事項の③として、「①の対策後、再び化学的酸素要求量（C O D）及び窒素含有量（全窒素）が超過した場合は、速やかに当局へ報告すること」とされていますが、ほぼ毎月、基準値を超えている状況で、振興局に対しどのような報告をされているのか伺います。

②令和6年9月の議会において、放流水の基準値超過を指摘してから、委託管理会社と何度も薬剤調整等を行い、機器の運転管理要領を改定するなど、主にソフト的な対策により改善を図っているようですが、1年を経過してもほとんどの月で基準値を超える状態が続いています。

市が所有する施設の維持管理において、長期間、法令違反の状態が続くことは好ましくないとと思いますが、どのような認識をお持ちなのか伺います。

③ソフト的な対策により改善を図っても、長期間、基準値を超過し法令違反の状況が続くのであれば、ハード的な対策や自主基準値の見直しにより、法令違反の状況を解消すべきだと思います。

そこで伺いますが、ソフト的な対策による改善に見切りをつけ、機器等のハード的な対策により基準値超過を解消する考えはないのか伺います。

④住民の理解が得られるのであれば、自主基準値の見直しにより法令違反の状況を解消することも可能だと思います。

自主基準値の見直しには、生活環境影響調査などが必要になると思いますが、長期間続く法令違反の状況を確実に解消するため、自主基準値を見直す考えはないのか伺います。

また、自主基準値の見直しを、道に届出するには、どのような書類や手続が必要なのか伺います。

件名の3、市立病院の経営状況等について。

令和7年第2回定例会に続き、質問いたします。

①前回、令和7年度の経常収支について、経営強化プランの約2,800万円の赤字が予算ベースでは9,600万円の赤字に拡大しているという答弁がありました。

また、入院患者数について、予算の一日平均50人が、4月、5月の2か月間の平均入院患者数の実績は39.7人で、予算に比べ10.3人減少しているとのことでした。

そこで伺います。

ア、直近の8月末時点での平均入院患者数について伺います。

イ、予算ベースの約9,600万円の赤字は、入院の一日平均患者が50人で1人当たりの入院単価が1万5,559円で積算されていると思いますので、入院患者数が大きく減少すると、その収入減少分が予算ベースの約9,600万円の赤字に加わり、さらに赤字額が増えることになると思います。

このまま1年を通じて入院患者数が10.3人減少すると、約5,800万円（10.3人×365日×1万5,559円）収入は減少し、入院患者数の減による薬品費等の減が若干見込まれますが、令和7年度の赤字額は1億5,400万円程度に拡大することが見込まれます。

単年度で1億5,000万円を超える赤字が病院経営に与える影響は大きく、早急に経営の実態を把握し対策を講じるべきだと思いますが、見解を伺います。

ウ、予算に比べ入院患者数の実績が大きく下回っていると思いますが、入院患者数を確保する対策として、どのようなことを行っているのか伺います。

エ、本年度から再開したりハビリ部門について、患者数や効果など、現状はどのような状況なのか伺います。

②このままでいくと数年後には、内部留保資金が底をつき不良債務が発生することが見込まれ、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

そこで伺いますが、病院事業会計で不良債務が発生した場合、病院事業会計や一般会計にどのような影響があるのか伺います。

③市立病院で建設改良工事や器械備品を購入する場合には、過疎債や病院債を借り入れることが多いと思いますが、不良債務が発生した場合、借入れの際に問題はないのか。

例えば借入れができなかったり、不良債務の解消計画の提出を求められることなどはないのか伺います。

件名の4、空家等対策について。

これから降雪期を迎える市町村にとって、適切に管理されていない空き家が雪の重みで倒壊しないように、調査等により事前に対処することは住民の安全を確保する上で大切なことだと思います。

そこで伺います。

①現在、空家等台帳の整理を進めていると思いますが、進捗状況について伺います。

②空き家等を把握するための実態調査について、どのような手法により、どのような頻度で行っているのか伺います。

③、現在、市内の空き家等は何戸あり、そのうち、特定空家等と管理不全空家等はそれぞれ何戸あるのか伺います。

④特定空家等と管理不全空家等のうち、車や人が往来する道路や歩道に接しているものはそれぞれ何戸あるのか伺います。

また、これらの空き家等については、これからの降雪により倒壊する可能性があると思いますが、それぞれどのような対策を講じているのか、または、今後どのような対策を講じるのか伺います。

⑤市政執行方針では、管理不全空家等と思われる建物の権利確認調査を実施するとのことでしたが、現在の進捗状況について伺います。

以上、4件の件名について質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名1、強靱化計画について、①のア、イ、件名4、空家対策についての①から⑤について御答弁申し上げます。

初めに、件名1の①のア、住宅の耐震化率の関係でございます。

住宅の耐震化率につきましては、平成29年度以降の歌志内市耐震改修促進計画の改定を行っておらず、現時点の耐震化率は集計しておりません。しかしながら、老朽化した空き家の解体が進んでおり、数値的には改善しているものと思われまます。

令和7年度の耐震化率の見込みについては、北海道の耐震改修促進計画に合わせ、令和7年度末までに住宅の耐震化率95%を目標としております。

次に、①のイ、多数利用建築物の耐震化率についてでございます。

多数利用建築物の耐震化率につきましては、現時点で95.2%となっており、0.3%減少しております。その要因としましては、義務教育学校開校に伴う、歌志内小学校の閉鎖により耐震性のある建物が減少したためであります。

令和7年度の耐震化率の見込みにつきましては、北海道の耐震改修促進計画に合わせ、令和7年度末までに、多数利用建築物の耐震化をおおむね解消することを目標としております。

次に、件名の4、①空家等台帳の整理についてでございます。

現在、パソコンに空家等台帳を操作できるソフトを導入し、複数の職員にて対応可能な環境をつくり上げる予定となっております。

次に、②空き家等の実態調査についてでございます。

空き家等の実態調査につきましては、空き家配置図を基に、目視により現地調査を行っております。また、頻度につきましては、本年度は、これまでに5回程度実施しております。

次に、③、④の特定空家等と管理不全空家等についてでございますが、③、④につきましては、関連がありますので一括して御答弁申し上げます。

現在、市内の空き家等は225件把握しており、特定空家等と管理不全空家等として認定し

ているものはゼロ件であります。

次に、⑤建物の権利確認調査についてでございます。

現在、管理不全空家等と思われる建物の確認作業がほぼ終了したところであり、権利確認調査につきましては、これからの作業になります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 私からは、件名1、強靱化計画についての①のウからカにつきまして御答弁申し上げます。

初めに、ウの自主防災組織についてでございますが、町内会・自治会における自主防災組織の現時点での組織数につきましては、ゼロ件となっております。また、本年度中に自主防災組織を組織するといった情報につきましても、現段階ではございません。

例年、4月開催の市と町内会連合会との情報交換会におきまして、各町内会・自治会で開催する防災研修会について周知を行い、令和6年度では2町内会で、本年度は1町内会で防災に係る研修事業を行っているところですが、今後においても、引き続き本防災研修会等の機会を通し、自主防災組織について周知の上、結成を促してまいります。

次に、エの災害訓練実施回数についてでございますが、災害訓練の令和6年度の開催実績としましては、市役所・消防署・消防団・警察署・町内会が合同で行う非常招集訓練につきましては、9月1日の防災の日に実施した1回であり、令和7年度の開催見込みにおいても同様でございます。

なお、消防署においては、警察署と合同で大雪による災害を想定した訓練を令和5年度から年1回実施しており、本年度においても実施する見込みでございます。

そのほか、各町内会・自治会からの要請により実施する防災研修会では、令和6年度において、避難所運営ゲームによる机上訓練を1回実施しております。

次に、オの社会福祉協議会と連携した災害実動訓練についてでございますが、社会福祉協議会と連携した災害実動訓練につきましては、これまでのところ実施した実績はございません。また、本年度における訓練につきましても、実施の予定はございません。

本件につきましては、今後において、どのような訓練が適当であるかを含め、実施について検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、カの業務継続計画についてでございますが、業務継続計画（BCP）につきましては、現在のところ未策定となっております。本計画につきましては、今後において調査検討等を行い、計画の策定に努めてまいりたいと考えます。

私からは以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 私から、件名の1、強靱化計画についての①のキ、災害廃棄物処理計画についてと、件名の2、上歌最終処分場における放流水の基準値超過の対応について、御答弁申し上げます。

まず、件名1のキ、災害廃棄物処理計画についてであります。本市におきましては、令和2年度時点では災害廃棄物処理計画を策定しておりませんが、北海道におきましても、令和7年度で約60%の目標としています。近隣で策定の公表をしているのは、岩見沢市、滝川市、美唄市、上砂川町、北竜町の3市2町で、また、このほか、道内主要都市では、釧路市、名寄市及び伊達市などについては策定に至っておりません。

この計画は、法律上の義務づけはなく努力目標となっております。しかしながら、大規模災

害発生時において、迅速かつ適正な廃棄物処理を行うための体制を事前に整備することから、近隣の策定状況及びその内容を参考に、本市の実情に即した内容を考慮しつつ、策定について検討する必要があるものと認識しております。外部委託も含め、検討を進めたいと考えております。

次に、件の2、上歌最終処分場における放流水の基準値超過の対応について、一括して御答弁いたします。

上歌最終処分場における放流水の基準値超過に対する指導書に基づく対応についてですが、原因究明と措置について、令和6年9月以降、放流水に係る化学的酸素要求量（COD）及び窒素含有量（全窒素T-N）の基準値超過が継続している状況を受け、空知総合振興局からの指導書に基づき、四つの必要な措置を講じております。

一つ目は①処理工程における薬剤の種類及び投入量の見直し、二つ目は②処理設備の運転条件の再調整、三つ目は③活性炭槽及び膜処理設備の洗浄頻度の増加、四つ目は④浸出水の性状変化に対応するための分析頻度の倍増（月2回）などの対策により、基準値の安定的な達成を目指しております。

次に、イの振興局への報告についてであります。指導書の指示・指導事項の②につきましては、現状では原因究明が完璧にできていないことから報告はできておりません。しかし、今現在で判明している原因（要因）、対策等を今月末までに中間報告という形で、振興局に報告書を提出することとしております。

また、ウの基準値超過時の報告についてであります。この報告は、指示・指導事項の①原因究明と必要な措置を講じた後に再び数値を超過した場合に、振興局に報告するものであり、原因究明ができていない現状のため、振興局への報告は行っておりません。

次に、②の長期的な法令違反に対する認識についてですが、市が所有する施設において、法令違反状態が長期化していることは、極めて深刻に受け止めております。

生活環境の保全と市民の信頼確保のため、早急な改善が必要であると認識しており、今後は、より実効性のある対策を講じることとしております。

次に、③のハード的対策の検討についてであります。現在のソフト的対策では、改善が限定的であるため、ハード的対策の導入を検討しており、具体的には、3項目の設備更新案を含め検討することとしております。

一つ目は①浸出水処理設備の膜交換及び活性炭槽の増設、二つ目は②流量調節槽の改修による滞留時間の延長、三つ目は③自動薬剤注入装置の導入による浸出水処理精度向上、これらの3項目の対策により、基準値の安定的な達成を目指すこととしております。

次に、④の自主基準値の見直しについてであります。自主基準値の見直しは、生活環境影響調査を含む科学的根拠の提示が必要であり、住民の理解と北海道の承認が不可欠であります。

現時点では、基準値の緩和ではなく、基準値達成に向けた技術的対応を優先しておりますが、必要に応じて、見直しの可能性も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

私から、件の1、強靱化計画についての②及び③について、御答弁申し上げます。

初めに、②のPDCAサイクルはどのように行っているのかについてであります。強靱化計画に定めるおおむね5年間の最終年となります本年度において、各指標における目標値の達

成状況を把握し、計画全体の検証・評価を実施することとしております。

次に、③の強靱化計画策定に係るスケジュール等についてであります。本年度は、本市の最上位計画である総合計画等を策定中であり、この計画の策定及び6月に閣議決定された国土強靱化年次計画などを踏まえ、本市の次期強靱化計画の見直しを検討する予定であることから、現時点での具体的なスケジュールは未定であります。

また、重点項目については、現計画で設定しております18の重点から基本的に変更がないものと思っておりますが、先ほど②で御答弁申し上げました指標の達成状況等を踏まえ、どこに重点を置くのか、全庁的な協議を経て判断してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 最後に私から、件名3、市立病院の経営状況等について御答弁申し上げます。

まず、①のア、直近の平均入院患者数についてでございますが、8月末における一日平均入院患者数は、累計で39.9人となっております。横ばいの状態が続いているところであります。なお、8月のみでは40.8人となっております。

次に、イの赤字額が増額することによる対策についてでございますが、昨年度の決算状況や本年度のこれまでの収支状況、また今後の見通しなどを考慮すると、第2回定例市議会でも申し上げましたが、大変厳しい経営が続くものと認識しており、本年度の決算次第では、今後の病院経営に大きな影響を与えることは議員御指摘のとおりでございます。

令和5年度以降、経常損失が発生する大きな要因は、入院患者数の減と人件費の増であることは明らかであり、当院が会員となっている全国自治体病院協議会による決算状況調査結果でも、職員給与や材料費の高騰などにより、約9割の病院が赤字となり、過去最悪の状態にあるとされております。

このような状況の中、当院においては、今後、電子カルテ導入のほか、耐用年数を迎える医療機器の更新などを進めていくことを計画しておりますが、そのためには、今後の患者数の推移や収支見通しなどを考慮するとともに、令和8年度診療報酬改定による影響なども、見極める必要があると考えているところであります。

また、現在、中空知医療圏域において、地域医療構想に基づく中空知対応方針を策定し、それぞれの病院の役割分担を進め、バランスの取れた医療提供体制を構築するとともに、病院間の業務連携等の強化による効率的な病院経営を目指すための地域医療連携推進法人の設立について検討することとしているところでもあります。

これらのことから、当面は入院患者の確保と経費の削減に努めるとともに、必要に応じて、国の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用したアドバイザーからの助言を受けることなども検討していきたいと思っております。

次に、ウの入院患者を確保するための対策についてでございますが、昨年度の実績では、入院事由の約55%が他の病院からの転院、約40%が老人ホームなどの施設からとなっていることから、地域連携室を中心に、近隣病院や施設との情報交換、調整を行いながら、入院患者の確保に努めているところであります。

また、本年4月以降は、理学療法士を採用したことにより、当院でもリハビリが可能であることも情報提供しているところでもあり、1人でも多くの入院患者を受け入れることとしております。

なお、今後、地域連携業務をより強化するためには専任の職員配置が必要であると考えてい

るところでもあります。

次に、エの再開したリハビリ部門の現状についてでございますが、8月末現在、入院患者39名中8名の患者さんがリハビリを受けているところであり、現在のところ、そのうち3名の患者さんが退院を目指しているところでもあります。

なお、収益面では、リハビリを受けている患者さんに対しては、入院基本料のほか運動器リハビリテーション料も算定しているところでもあります。

次に、②の不良債権が発生した場合の影響についてでございますが、一般的に不良債権が発生した場合には、資金繰りが厳しくなるため、日常的な運営や設備投資などに必要な資金が不足し、そのことによって医療の質の低下を招き、さらなる経営悪化につながると言われております。

この不良債権を解消するためには、経営健全化計画の策定を義務づけられたり、自主的に計画を策定した上で、経営の健全化を目指していく必要がありますが、自助努力では解消できない場合には、一般会計からの繰入れに頼らざるを得なく、そのことによって、一般会計の財政負担が増大し、結果として一般会計にも悪影響を与えるものと認識しております。

最後に、③の不良債権が発生した場合の借入れ等に対する問題点についてでございますが、不良債権が発生したとしても、直ちに起債借入れ等について影響が発生するものではないと認識しておりますが、地方財政法、また地方財政健全化法においては、不良債権とほぼ同じ意味合いを持つ資金不足が発生し、事業の規模に対する資金不足比率が10%を超える場合には、起債借入れに当たって届出制であったものが、総務大臣、都道府県知事による許可制に移行し、比率が20%を超える場合には、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなっております。

これらのことから、資金不足が発生したとしても、直ちに起債借入れができなくなったり、不良債権の解消計画の提出を求められることはないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） ありがとうございます。それでは順次質問させていただきます。

順番を入れ替えまして、上歌最終処分場の浸出水の関連のほうから、再質問させていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、振興局への報告ですけれども、原因究明ができていない現状のため、振興局への報告には至っていませんということだったのですけれども、これは振興局も了解されているのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 口頭でのやり取りですが、了承されております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、振興局のほうから、いつまでに改善するよといううような話は出ていないのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） いつまでという期限はございませんが、今、原因を探っているという状況ですので、指導があったのが3月ですので、まだ1年ぐらい見てということでの話はしております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） まだ1年以上ということ、もう既に1年たっているのに、もう1年

様子を見るということなののでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 指導を受けてから1年ということで、そうすると来年3月をめどに、今後について詳細を詰めていこうかという感じになっています。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 今までの話を聞くと、もう少し振興局と連絡を密にして、アドバイスなどをいただきながら、しっかり取り組まなければ、なかなか改善されないと思うのですけれども、それについて答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 議員のおっしゃるとおりで、この後も密に連絡を取り合っていることと、今、委託業者も一生懸命、いろいろな情報を採取しているところですので、おっしゃるとおり、今後は密にもっとやっていきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 市長に伺います。

このままでは、もっと強い指導を受けかねないと思うのです。市長も廃棄物処理の指導書を見ていると思うのですけれども、また、一般質問で法令違反の状態が続いていることも認識していると思います。市長はその指導書を見て、所管のほうにどのような指示をされたのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今、担当のほうからお答えしたように、この水質に関しては、様々な調査の中で試行錯誤をしているところでございます。BODを守ろうと思ったらCODの数字が上がるとかということも起きておりますし、全窒素のほうも非常に数字が安定しないというところでございます。

法令といいますか、うちの基準では1か月に1回の水質試験ということでございますけれども、月に2回採取して、その状態を見ている状況でございます。基準内に収まるときもございまして、ほとんど基準外になっていると。全てが基準外でないわけではございません。したがって、機種等、いわゆるハード面も含めて検討をしなければならぬと思っておりますけれども、松井議員がおっしゃるように、ソフトの部分でございます。例えば60ミリグラム／リットルに対して、これは排出基準が国では60ということでございまして、本市の場合には10ということで、非常に厳しい基準を内部で設けているということでございまして、これについては、いわゆる何で法律を犯しているかという、自分で決めた基準を犯しているから法律違反だということになっておりますので、これらのソフト面、いわゆる基準も見直すことも視野に入れながら、当面はハード面の部分で、何とか対応できるのであれば対応していきたいということで考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 基準については、内部で犯しているのではなくて、基準は外部に公表していますので、それは守らなければならないと思えます。

あと、あらゆる対策を行っても長期間水質が改善しないというのであれば、それは分かるのです。まだ対策できることがあると思うのです。ソフト的な対策以外をやることによって、法令違反の状態を改善できるかもしれないのに、これを行わないで、長期間法令違反の状態が続いているということは、市の姿勢として問題はないと考えているのでしょうか。

例えば、自らが法令違反の状態、同じ法律の廃棄物処理法違反になるので、不法投棄をや

めてくださいですか、条例に違反するので、しっかり分別をして出してくださいとか、これは同じ法律ですよ。同じ法律を行政が違反している状態で、きちんと指導できるのでしょうか。説得力がないと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） おっしゃるとおりであります。弁解の余地といたしますか、なかなか御説明が難しいかなと思いますけれども、例えば、令和7年6月の調査でございます。例えば、BODが10ミリグラムという当市の基準では、8ということで、これをクリアしております。また、CODも10ミリグラム／リットルということでございますけれども、これも7.4で、実はクリアしているのです。窒素の部分がどうしても不安定だと、10に対して14いたり、17いたり、そんなような状況でございますので、これを目標に、なぜ長期にわたるかという、3月、雪解けを迎えて、池に水がたまりますので、それが抜けて、春を迎えて、秋を迎えるということで、その1年間を通してどういう状況かというのを見なければならぬということで期間がかかっていると。これについては、振興局も理解していただいているということで、私どもも伺っておりますので、このように答弁させていただきます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 繰り返しになりますけれども、あらゆることを行って放流水の基準値が解消できないのであれば理解しますけれども、考えられるほかの方法があるのに改善に取り組もうとしないで、長期間、法令違反の状況が続いているのは、自治体としてはあってはならないことだと思いますけれども、これについてはどう思いますか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） あらゆる対応というのは、薬品の増減、あとはエタノールを入れたり、その辺の調整はやっているところでございまして、それはやっていないということではなくて、やっているということでございます。

したがって、全て新たに機種を入れ替えるかということになりますと、これは最終処分場を新たに造るような形になりますので、そうなるような懸念がされる場合には、いわゆる基準を60まではいかないかもしれませんが、環境基準を見ながら、地域の説明会、さらには周りの環境を調査しながら、丁寧な説明を加えながら、基準を緩和するようなことも視野に入れているということでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 薬品の調整というのは、できる対策の一部だと思うのです。

それで、伺いますけれども、振興局に自主基準値の見直しについて、相談されたことがあるのか伺います。

○議長（川野敏夫君） 高草木市民課主幹。

○市民課主幹（高草木敦君） 先日、振興局と確認等のやり取りをしているときに、このまま数値が安定しないこともあるので、そういった場合に、見直すということは可能でしょうかという話はさせていただきました。

何点か行うことがあるということは聞いていますけれども、深くは聞いておりません。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） あと、本市に所在する施設で、参考となる放流水の自主基準値を見直したケースがあるのか伺います。本市です。分からなければ結構ですけれども。

○議長（川野敏夫君） 高草木市民課主幹。

○市民課主幹（高草木敦君） 本市においては、基準値の見直しという部分についてはござい

ません。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私の記憶では、東光最終処分場が、まだエコバレーの所有で、施設に入れる廃棄物が、同社の焼却施設から排出される高温により処理された熔融スラグからで、今度、広域連合の焼却施設から排出される焼却灰に変更されるときに、焼却灰は高温処理された熔融スラグに比べ安定性に懸念があるとして、法定基準値より厳しい基準値を設定していた放流水の自主基準値を見直した経過があったと思います。このことは、町内会の役員の皆様にも説明していますので、市民の方でも、放流水の基準を見直した記憶がある方もいると思います。

基準値の見直しについては、エコバレーは民間企業ですので、道に必要な書類を添付して申請、そして許可を得る必要がありましたが、自治体の場合は届出という手続で、一般的に民間に比べ、必要な書類は少なくなると思います。

また、本市がエコバレーから東光最終処分場の譲渡を受けた際には、同社が所有していた申請や許可など、設置の運営に必要な重要書類も譲渡を受けているはずですので、この辺、しっかりと、譲り受けた書類等を確認し精査した上で、振興局に相談し、違法状態を解消する手続を行うべきだと思いますが、これについてはどう思いますか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） そのような経過があったということをお答えできなくて、大変申し訳ございません。

いわゆる環境基準について、自主基準という基準がございまして、今、緩和措置を取るといふことも、選択肢の一つでないかということで、当市では、今、記憶にないということをお伝えしましたが、大変申し訳ございません。

上川管内で浄水場の廃止を行う際に、自主基準をあまりにも厳しくしたことによりまして、閉鎖ができないということが起きて、その自主基準を緩和したというケースは、伺っております。

最終処分場等については、閉鎖する場合には、これは調べていないので定かではないのですが、私の憶測では、2年間、水質調査をして、特段、排水の基準、いわゆる水質基準が問題なければ廃止ということがございますけれども、あまりにもきつい基準を設けることによって廃止ができないといったケースも、私も記憶しているところでございますので、今、松井議員おっしゃるように、そういったことも念頭に置きながら、もうしばらくまたこの調査をすると同時に、その手続も進めて、手続といいますか、検討も進めていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 最終処分場の放流水の基準値と、閉鎖の基準値というのは、また僕は別だと思うのですよね。閉鎖の基準を満たすということは、市長がおっしゃったように、2年間の水質検査をして閉鎖することになると思うのですけれども、私の記憶では、閉鎖できる基準になることのほうがまれだと思います。歌志内の文珠の処分場、これは閉鎖できました。これのケースのほうがレアだと思うのです。

閉鎖の基準値をクリアするのと、放流水の基準値をクリアするのは全く別ですので、その辺はきちんと整理をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 一つの方法として、私が述べただけでありまして、いわゆる自主基準を緩和するという部分に関しては、事前の調査も含めて、そういった理由ですね、やはり町内

会に、こういった基準でやると告げていますので、それらについても理解をいただいた中で進めていかなければならないと思いますので、今、松井議員おっしゃったようなことも十分頭に入れて進めていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、強靱化計画のことについてですけれども、避難訓練の関係ですけれども、住宅の耐震化率ですとか、自主防災組織については、相手があることなので目標を達成できないこともあると思うのですが、災害訓練は、自分たちで予定を組んで準備すればできることだと思うのですが、災害訓練は、防災意識を高め、災害発生時の被害を最小限に抑えるために必要だと思うのですけれども、年2回実施できないのか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） 先ほどお答えした訓練につきましては、消防署が中心となって行っております防災の日の訓練、これにつきましては、市役所、警察、町内会、広く参加する非常招集訓練でございます。これと同様な訓練を年に2回開催するということですので、それにつきましても、範囲が広がるということで、内部を含めて検討したいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 業務継続計画のことですけれども、これは策定されていないということですが、私、もう作成されていたのではないかなというような記憶もあります。もう一回精査していただきたいと思うのですが、もし作成されていたのであれば、その時点から機構の見直しとか、分課や課名の変更、事務分掌の変更などもありますので、その辺もきちんと整理していただきたいと思っております。それをしていないと、いざというときには混乱して、業務が遅れたり、漏れたりすることがあると思っておりますので、つくっていたのかの再確認を含めて答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 三浦総務課長。

○総務課長（三浦悟君） この業務継続計画につきまして、今ある書類を調べたところ、コロナの関係の業務継続計画についてはあるのは見つかったのですけれども、強靱化、主に災害の関係だと思うのですけれども、災害につきましては、地域防災計画とか国民保護計画とかの様々な場所に、業務継続計画に記載すべき主要な項目というのが点在しているような状況でございます。コロナと通常業務を継続しなければならない業務というのは、ほぼ同じようなものだと思いますので、そこら辺、いろいろ考えながら、計画策定に当たって進めていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 申し訳ありません。私、コロナのと勘違いしていたようです。

コロナの計画ができていますので、ある程度、似たような部分もあると思っておりますので、それをベースに修正を加えて、なるべく早い時期につくっていただきたいと思っております。

それと、今度は廃棄物処理計画の関係ですけれども、滝川では、原案を8月に策定し、9月にパブリックコメントを行って、年内の策定を目指すという新聞報道がありました。

この計画については、専門的な知見も必要だと思いますが、災害からの早期の復旧・復興に向けて、災害に伴い発生した廃棄物の迅速かつ適切な処理をするために必要な計画だと思いますので、本市においてもしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木厚史君） 大変申し訳なく、まだ検討もできておりませんが、一部組合や

広域連合、まだ策定されていないところもございますので、災害時には連携が必要かと思えますので、ほかのまちともまた連携して、計画を進めたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） それでは、市立病院の関係をお願いします。

前回の一般質問の中で、中空知広域圏では、地域医療連携推進法人の設立を検討しているという答弁がありましたが、この法人が設立された場合、本市の病院の経営にどのようなメリットがあるのか、教えてください。

○議長（川野敏夫君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 地域医療連携法人の関係でございますが、これは中空知医療圏域の人口が2020年の10万人から、2040年には6.5万人まで減少することから、これに伴い患者の減少と医療従事者の減少が進み、持続可能な中空知の医療体制を確保するために、公立病院の機能の分化、これは例えば急性期と療養型を分けるとか、連携を深め切れ目のない医療提供体制を構築する必要があることから、この地域医療構想に基づきまして、各病院の役割を明確にするとともに、今検討しているのが医療材料の共同購入とかによって、少しでも材料の価格を抑えて、各病院がその経営の健全化を目指そうとしているところであります。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） あと、前回の経営改善に向けた対策の質問の中で、一部の報道では、政府において厳しい公立病院などに対する支援策を今年の総合経済対策に盛り込む方針なので、これらの国や道の動きを注視しながら、経営改善に向けた対策や経営強化プランの見直しの必要性について、判断していきたいという趣旨の答弁をされています。

しかし、国などの支援を待って経営改善に取り組むのでは遅すぎると思います。病院事業の支援策については、たとえ国から実施されたとしても、過去の例を見ても、多くても数千万円程度だと思います。単年度で1億5,000万円程度の赤字が見込まれる状況では、国などの支援に期待をしながらも、抜本的な対策を早めに講じなければ手遅れになると思います。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山岸市立病院事務長。

○市立病院事務長（山岸康治君） 確かに議員おっしゃるように、国の支援を待っているだけでは遅い点も否めませんが、先ほど申し上げましたように、全国の自治体病院の約9割が赤字となっていることから、自治体病院対策協議会や全国市長会において、赤字病院の支援を強く求めているところであります。

歌志内市立病院といたしましても、何もしないわけではありませんが、先ほど申し上げましたとおり、地域医療連携推進法人の中で、何か赤字対策、入院患者の増につながることをできないか、中空知全体でお話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井敬道さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分程度休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

---

午後 2時14分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序4、議席番号2番、佐藤良治さん。

一つ、市道や市有地、空き地等の草刈りについて。

一つ、これまでの一般質問事項に対するその後の進捗状況について。

以上、2件について。

佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 改めまして、お疲れさまです。

質問に入る前に、7月に開催された市民祭り、8月の盆踊り、また、市内各町内会や地区で行われた夏の各種行事に、多くの職員の皆様が参加し、事前準備などの手伝いをされてきました。改めて、私の立場からも感謝を申し上げますとともに、市長、副市長、そして、課長職の皆様におかれましては、御苦労さまでございました。

これらの行事が一段落し、今回の第3回定例会を迎えたところではありますが、お盆明けも例年になく残暑が続き、皆さんにおかれましては、体の疲れが残っているのではないかなと思っております。しかし、限られた時間ではありますが、私は活発な議論を交わし、まちづくりを建設的に前に進めていかなければならないものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いたします。

件名1、市道や市有地、空き地等の草刈りについて。

市道や市有地、空き地等の雑草の繁茂やその除草に関する市民の方々からの様々な意見をお聞きしています。そこで、伺いますが、

①市内各所において雑草が伸び、場所によっては生い茂っている状況が見受けられるが、市では、その現状をどのように捉えているか伺います。

②サイクリングロード沿道では、雑木や雑草が生い茂り、視界を遮るような箇所が見受けられますが、除草や樹木伐採などの整備予定があるのか伺います。

③市では、市道や公園等の草刈り作業を市内事業者に委託して作業を実施していますが、年間で何回程度作業を行うことになっているのか伺います。

④以前は、市において作業従事者を雇用して、市道や市有地等の草刈りや整備作業を実施していましたが、今後、これらの従事者を新たに雇用して、環境整備に努める考え方はないか伺います。

⑤現在建設中の児童館等一元化施設周辺には、公園が整備される予定となっておりますが、この公園の草刈りなどの整備、管理は、どのような方法で行うことを考えているのか伺います。

件名2、これまでの一般質問事項に対するその後の進捗状況について。

私は、本市の様々な取組に対して、これまで一般質問を行ってまいりました。そこで、これまでの質問に対する現状の進捗状況などについて、改めて質問します。

①本年3月の第1回定例会において、市民ニーズを的確に把握するための広聴活動の取組について質問したところ、柴田市長からの再質問に係る答弁では、「商工会議所や建設協会などの団体や朝の交通安全街頭啓発など、あらゆる機会において市民ニーズの把握に努めているが、地域交流会がよいのか、各所で実施することがよいのか、一堂に会してコミュニティセンターなどで、日にちをしっかりと決定して周知をして、そして集まっていただくことがよいのか、それらを含めて、広聴の取組ということで検討してまいりたい」との趣旨で答弁がありました。現在の検討状況について伺います。

②同じく本年3月の第1回定例会において、市内事業者への支援について質問したところ、「創業支援事業補助金や企業の笑顔応援補助金などの制度については、令和7年度末で制度の

失効期限を迎えることから、商工会議所をはじめ事業者からの意見などを把握し、市内事業者の事業承継や地域経済の活性化など、実効性のある制度内容を目指し検討する」との答弁がありました。現在の検討状況について伺います。

以上、件名2件7項目の質問につきまして、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤議員に申し上げますけれども、通告書にないことを発言する場合は許可を取ってください。

理事者答弁、佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 私のほうから、件名1、市道や市有地、空き地等の草刈りについての①から④について、御答弁申し上げます。

初めに、①雑草の生い茂っている現状についてでございます。

市道や市有地、空き地等における雑草につきましては、6月から9月まで成長が著しく、地域の景観や環境美化、また、害虫・害獣の繁殖、不法投棄や交通事故の助長、さらには熊の出没など安全面においても課題となっていると認識しております。

市といたしましては、放置せず適切な対策を講ずることが重要だと考えております。

次に、②サイクリングロード沿道の整備予定についてでございます。

サイクリングロードの維持管理につきましては、両側の路肩の草刈りをメインに年2回実施しており、その他の作業として、記念植樹の剪定や倒木の処理を行っております。

年々、強風の影響などによる倒木被害の発生が頻発しているため、予算の範囲内で危険な雑木の伐採を継続的に行っていきたいと考えております。

次に、③草刈り作業等の年間の実施状況についてでございます。

市道や公園等の草刈りの回数につきましては、5月と8月の年2回実施しております。また、利用頻度の高い一部の公園や道沿いの公園につきましては、年3回実施しております。

次に、④草刈り等の作業従事者の新たな雇用の考え方についてでございます。

市道や市有地等の草刈りや整備につきましては、以前は作業従事者を直接雇用していた経緯がありますが、年々応募者が減り、必要な人材を確保することが困難となり、現在は、全ての草刈り業務を市内事業者への委託を中心に進めている状況であります。

作業従事者の雇用を再開した場合、過去に比べ、高齢化や人口減少が進んでおり、人材を確保するのはより難しい状況となっております。また、委託業者では、効率的な機械や装置の購入などに先行投資して作業を行っているため、直接雇用に戻すことは難しいものと考えております。

私からは以上です。

○議長（川野敏夫君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 私からは、件名1の⑤について御答弁させていただきます。

現在、建設中の児童館等一元化施設周辺には公園が整備される予定となっておりますが、この公園の草刈りなどの整備、管理はどのような方法で行うことを考えているかについてでございますけれども、公園の草刈りなどの整備と、あと施設管理を含めまして、用務員の採用により対応する予定であります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） お疲れさまでございます。

私からは、件名の2、議員一般質問事項に対する、その後の進捗状況についての①広聴活動の検討状況について、御答弁申し上げます。

本年度、まちづくり懇談会の開催を検討しているところであります。内容につきましては、現在策定中であり、次期総合計画及び総合戦略の概要などを柱に、市民の皆さんと共有すべき情報をお示しする予定であり、会場等につきましては、前回と同程度を考えておりますので、準備が整い次第、広く周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） 私からは、件名2の②について、御答弁申し上げます。

創業支援事業補助金や企業の笑顔応援補助金などの制度についての現在の検討状況についてでございますが、令和7年度末で失効期限を迎える創業支援事業補助金及び企業の笑顔応援補助金の制度につきましては、共に地域経済の活性化を目的としており、市内での事業活動を支援することで、地域全体の振興を図ってまいりました。このため、両補助金の制度につきましては、今後も地域経済の活性化だけではなく、雇用機会の拡大にも寄与する重要な施策の一つとして、商工会議所の意見も聞きながら、来年度以降の継続も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 答弁ありがとうございました。

それでは、確認を含めまして、順次再質問させていただきます。

まず、件名1の市道や市有地、空き地等の草刈りの関係になりますが、①の現状に対する私の認識でございますが、市内各所、市道や市有地、また公園や空き地など、市内全体的に雑草が伸びている状況、特に今年の夏は、市道や公園においては、多くの雑草が伸びている状況であったと認識しております。

市でも、この草刈りの関係については、市民の方々から、空き地などの草刈りをしてほしいなどといった問合せが相当にあったのではないかなと推測しております。

これまで、各町内会で環境美化の取組として草刈りを行ったり、また、近年では、沿道に花を植栽するなどの取組を行っている町内会や団体もありますが、せっかくきれいな花を植えても、その周りの雑草が伸びている状況から、景観が環境美化の観点からはあまりよくないといえますか、残念な状況だなと感じております。

先ほど頂戴した答弁では、放置せず適切な対策を講じることが重要だと考えているとの答弁でありましたが、現状、このような状況を踏まえ、市として、この草刈りの関係について、現状の管理体制でよいと考えられているのか。言い換えれば、放置せずに適切に対応しているとの認識でいるのか、そう捉えてよいのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 草刈りの関係につきましては、庁内全課にまたがる部分を建設課で取りまとめ、主に市道、市有地、公園などを中心に草刈り業務を委託しております。ただし、全ての市有地や市道の草刈りを市単独で行うことは、時間的、費用的に困難な状況にあるわけでございます。

そのような中、市では、町内会や自治会の協力を得ながら環境美化を進めております。地域づくり活動支援事業の補助金等を活用し、草刈り機の購入、あるいは環境美化に対する活動費、こういったものを補助するなどの取組を進めているところでありますが、しかしながら、町内会においては、役員、また会員は高齢化になり、草刈りなどの作業が負担となっていると、こういったことも課題となっているところでございます。

このような状況でありますので、市では年に2、3回の草刈りを事業者へ委託しております

けれども、決してそれで十分だと認識はしておりません。やはり自分たちの住むまちですから、誰が見てもきれいな町並みというものを保ちたいという思いはありますので、新たな体制を構築しなければならないのではないかと考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） この草刈りの管理体制の関係につきましては、また後ほど議論させていただくこととしまして、先に②のサイクリングロードの整備予定の関係になりますが、近年、市内団体によるごみ拾いや、小さな立ち木などの伐採を行うなど、ボランティア活動の取組が進んでおり、私はこういった取組を行う団体の皆さんに対して感謝しているところであります。

今年も道の駅付近の立ち木の伐採を建設課スタッフを中心とする市役所職員の方々、またボランティア団体の方、こういった方々が参加して、小さなアカシアなどの木を切ったり、ごみ拾いを行うなどの活動をされておりました。

しかし、私はサイクリングロードに関しては、これまでのどちらかといいますと維持管理的な整備、年に、先ほどの答弁では、路肩などを2回程度ですか、両側の路肩の草刈りをメインとして年2回実施しており、その他の作業として記念植樹の剪定や倒木の処理を行っているよと、また予算の範囲内で危険な雑木の伐採を継続的に行っていきたい、そういった答弁がございましたが、委託先の事業者が沿道沿いの草刈りを行うなどして整備している、これは承知していますが、ここまで立ち木や草が生い茂っている状況なので、きちんと整備計画をもって、抜本的に改善していかなければならない状況だと思っております。

サイクリングロードに関しては、市民の方々が散歩を楽しむ、多くの方々は歩いたり、自転車でサイクリングをされています。改めてお聞きしますが、いま一度、サイクリングロードの再整備といいますか、サイクリングロード周辺の草刈りを広い範囲で行うなどして、景観を保つことが必要と考えますが、この関係につきましては、抜本的に手を加えるとなりますと、予算の関係もありますので、柴田市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 先ほどの答弁にもございましたけれども、自転車道についてはシーズン2回、そして、公園等については3回やっているところもあるということでございます。本当にその2回も足りないのかなと思うぐらいのところもございます。また、草を刈る時期によっては、すぐ繁茂して、これでもう2回刈ったのかなというところもございます。

佐藤議員おっしゃるように、自転車道も舗装の脇から1メートル、2メートルではなくて、抜本的に、例えばチロルの下辺りは人生記念植樹、その周辺はアカシアがすごく繁茂している状況でございます。全体を見ますと、河川のアカシアも寄り添ってきていると。また、道道のフェンスの脇も非常に草がすごいということで、本当に町並みを彩るとしたら、きれいなきちんとした草刈りというのが必要でないかなと思います。しかしながら、人的な部分、予算を含めて、なかなか厳しいのかなと思っております。

でも、私自身やはりそういった周りの繁茂している草木は、熊の対策についても寄与するのではないかなと思っております。したがって、業者あるいはボランティアだけでは、全部、全てをきれいにできないのかなと思いますので、場合によっては、私が今ちょっと考えているのは、例えば有償ボランティアとか、あとは地域にそれぞれ負担金を出して、そこでやる人にやってもらうとか、その辺、図面に落とし込んで、この部分が繁茂しているからこの部分を、やはり車の侵入等にも見づらいなのでこの辺もやるとか、そんなことで、少しそういうような活動をすることによって、少しは町並みもきれいになるのかなと、今、佐藤議員の御意見

をいただく中で、ふとそう思いながら、そんな対応をしていかなければならないと思っております。

自転車道の件は、区間を設けて、アカシアも含めて広範囲にということでございますので、これも建設協会とも協議しながら、進められるべきものなのか、予算も含めて検討したいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 市長からは前向きな御答弁を頂戴したところでありますが、次に、③の草刈りの作業回数に関係になりますが、先ほどいただいた答弁では、市道や公園の草刈りの回数については、5月と8月の年2回実施しているよと。また、利用頻度の高い一部の公園や道道沿いの公園につきましては、年3回実施していると答弁をいただきました。

私は、公園の草刈りについては、もっと回数を増やすべきではないかなと、必要があるのではないかなと考えています。

公園は、子どもたちが遊ぶ場所であります。先ほど、サイクリングロードの関係もそうですが、市民の方々が散歩などでサイクリングロードは利用します。考え方として、市道はどちらかという、歩道の部分もありますけれども、基本的には車両が通行する部分であり、公園やサイクリングロードは車が走らない場所です。人が歩く場所です。また子どもたちが遊ぶ場所です。このような考え方から、市道の草刈りと公園の草刈りを同じ考え方で作業をしていることに、私はちょっと違和感を感じているところであります。

市長、先ほど前向きな御答弁をいただきましたけれども、市としてこれまで、どのような視点で草刈り作業の計画、そして、委託業者に作業指示をしてきたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 草刈り作業につきましては、議員がおっしゃったように、市民の安全や快適な生活環境を維持するためには重要な業務だと認識しております。特に公園やサイクリングロードなどは、市民が利用する場所、これらについては、利用者の視点を重視した計画が求められるのではないかと考えております。

市としましては、予算や人員の制約がある中で、効率的かつ効果的な草刈り作業を実施するための方策を引き続き検討していく必要があるのではないかと考えております。

市内業者への指導といいますか、そういった部分では、業者も他の工事、そういったものもちょうど重なる時期ですので、そういった合間を縫ってといいますか、隙間を見ながら草刈りをやっただけしている状況になりますので、強くどうしてもこの日にやりなさいとかという、そういった指導はできない状況にあるのは御理解願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 近年、先ほどの①の答弁、市長も触れられましたが、ヒグマの目撃情報が多くなってきている状況において、市街地に熊を寄せつけない、一つの方法として御承知だと思いますけれども、猟友会などの専門家の方々は草刈りを推奨しています。熊は背の高い草や川沿いの茂みなど、体を隠せる場所を好んで移動するため、草刈りをして熊の通り道を遮ることが熊を寄せつけない対策の一つとして推奨されているものであります。また、専門家の方は、近年多くなっている事故、見晴らしをよくすることで、熊と人がお互いに見つけやすくなると。よって、ばったり出会って事故に遭うリスクを減らすということをおっしゃっております。

ちょっとここで視点を変えてみますけれども、本市では、人口を増やす取組として、移住・

定住の取組に力を入れていますが、まずは、まちの魅力とといいますか、きれいな町並み、景観にすることで、まちに対する第一印象が変わってくるものと私は思っています。私も、初めて行くまちを訪れたときには、やはり草刈りだけではないですけども、まちの景観、まずは見た目で草がきちんと刈られているかな、そういった部分を見て、まちを評価するといいますか、第一印象で評価している部分がございます。

そういった考え方で、改めてお聞きしますが、このような考え方から、近年の熊に対する対策、また、まちの魅力向上といった視点からも、草刈りは非常に重要になってくるのかなと私は感じているところがございますけれども、改めて、そういった考え方は今まで持たれてこなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） ヒグマ対策と、市のまちの魅力向上、この両面から草刈りの重要性というのは認識しながら、ヒグマの出没の多い地域、また、住宅地に近い箇所を優先的に草刈りをする必要はあるのではないかなと思います。

やはりどうしても町内会や自治会の協力が必要不可欠になるとは思います。町内会などの支援を強化して、草刈り活動を広げられたらと、また、あるいは先ほど市長が申し上げたように、新たなボランティア的な草刈り部隊といいますか、そういったものを設けられたらと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、草刈りに必要な予算を確保し、継続的な実施を可能にするということで、ヒグマ対策、また、まちの魅力向上というものを両立させたいと思っておりますので、草刈りの重要性というのは再認識し、ヒグマ担当課は産業課になりますが、そちらとも連携しながら、具体的な施策を検討していく必要があるのではないかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） これまでの質問のやり取りで、草刈りの重要性というのは、私も市側も認識していただいているということは十分承知ですけども、多分私のイメージしている草刈りの回数、市側がイメージしている草刈りの回数というのにまだ若干差があるのかなと。その部分を埋めていきたいので、質問を続けさせていただきますけれども、先ほど答弁のあった管理体制の関係、④の作業員の雇用の関係になりますが、答弁では、人手不足だから直接雇用することは難しいよと、また、委託業者では機械を購入したり先行投資しているよと、そういった答弁であったと思います。私が考えているのは、やはり人材を確保するためには、通年で雇用する。通年で雇用して、草刈りは夏の期間だけの作業になりますが、例えば夏は草刈り作業、冬は除雪作業をやってもらうよと、そういったことで、通年で作業員を雇用して、1年間を通して生活を営むことが可能な給料を支払う、そういった体制が必要ではないかなと考えております。

事業者が先行投資して、いろいろ設備を整えていって、機械類を購入していっていることは、私自身も承知していますが、事業者には、これまでどおり、必要に応じて市からの委託作業として、市道などの草刈りを手がけてもらっても、私のイメージしている回数からいくと、これまでの状況からして、十分に草刈りの作業量はあるのではないかなと、確保できるのではないかなと考えております。どうしても、夏の間だけの雇用では、働く方の収入を考えたときには、その収入で生活を営むことは困難だと思います。また、これまで作業している市内事業者は恐らく全て建設会社だと思いますが、草刈りをメインとして事業を営んでいるわけではないので、どちらかというと、先ほど建設課長からも答弁ございましたが、夏場の建設現場、工事が忙しい中、やむを得ず草刈り作業を請け負って、建設会社も深刻な人手不足なので、限ら

れた人材を回して、年2回作業を実施している状況ではないかなど。逆に、この年2回の作業回数を増やすことのほうが、私は現状困難でないかなど思っております。これはあくまでも、私の予想の範疇になりますけれども、そういった状況を考えると、私は通年で作業員を雇用し、ある程度の予算をきちんと確保することが必要と考えますが、改めて、その考え方について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡建設課長。

○建設課長（佐渡憲博君） 草刈り作業員の確保につきましては、夏季限定の雇用形態では収入面での安定というのは難しいと思います。人材確保が困難であるという課題は認識しているところですけれども、通年雇用の仕組みを導入することで、作業員の生活の安定を図れて、結果として人材確保につながる可能性もあるのかなどは思っております。しかし、通年雇用を実現するために、年間を通じた人件費の確保というものが必要となります。これに議員おっしゃったように、草刈りや冬の除雪、これ以外の業務をどのように割り当てるか、また予算の増額が可能かといった点を慎重に考えていかなければならないのかなど思っております。

通年雇用を行う場合に、作業員が複数の業務に対応できるように必要な技能といえますか資格、こういったものの取得を支援する体制も必要になってくるのではないかなど考えます。分かりやすく言いますと、除雪車両ですとか、今、チェーンソーとかは無許可ではできないという状態になっているようでありますので、そういったものの支援も必要なかなど思います。

これらの課題を踏まえながら、具体的な方策を検討していかなければならないと思っておりますので、引き続き、草刈り、あと除雪作業を含む地域の維持管理において、持続可能な体制を構築するために努力してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 先ほど、草刈りと冬は除雪という一つの例を挙げさせていただきましたけれども、課長おっしゃるとおり、地域を整備できる、それが除雪であったり、様々な業務を検討していただいて、通年で雇用できる体制が私は必要ではないかなど思っております。

次に、現在工事が進捗している児童館等一元化施設に併設される公園の関係になりますが、先ほどの答弁では、公園の草刈りなどの整備と施設管理を含めて、用務員を採用して対応していく予定という答弁がありました。私は、作業員一人では手が回らないのではないかなど考えております。この公園も、年に数回程度しか草刈り作業をしない考え方であれば、一人でも間に合うかもしれませんが、やはりせっかく整備した公園、これは工事で芝生を植えることになろうかと思いますが、せっかく公園を整備しても、その後の管理、公園の維持管理がきちんと行き届かなければ、わざわざ多額の費用をかけて整備する、芝を吹きつける必要はないのかなど考えております。やはり整備するからには、きちんと芝の手入れも行い、芝が伸びたら、感覚的には伸びてから刈るのではなくて、伸びる前にきちんと芝を刈って、いつ見ても整備されている公園にすることが必要と私は考えていますが、その点について考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木将一君） 今のところ、採用する用務員については一人と考えております。ただ、草刈りの部分につきましては、刈払機も用意する予定ですが、乗って使うクローラーだか何だか、すみません、名前は分かっていないですが、モアですか、それで草刈りをやるという形で、細かいところは刈払機で、できれば、最低月1回はシーズン中、草刈りについてはやりたいという考えを持っています。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 私が心配するのは、本町地区のメモリアルパーク、そしてチロルの湯の入り口付近にある道道沿いの公園、どちらも草刈りした後は緑がいっぱい芝生の緑色がさえて、とてもきれいな状況なのです。しかし、草刈りの回数が少ないので、草刈り作業の直後はきれいですけれども、日にちが経過するにつれ、草が伸びて、子どもたちすら遊ぶことができないような状況が見受けられておりました。今年、昨年あたりもそうだったのですけれども、草が膝ぐらいいまで伸びてからようやく作業を行っていました。これでは、正直申し上げて、公園の管理としてはどうなのか、疑問に思うところであります。

このような状況から、新たに施設に併設される公園が完成して、同じような管理をされるのではないかと思います、ちょっと心配になって質問したところであります。

いま一度お聞きしますが、公園の草刈り、現在整備中の一元化施設に併設される公園も含めて、公園管理の在り方について、いま一度見直すことが必要と思いますが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 佐藤議員御指摘のとおりでございます。本町のメモリアルパークも、いやー、伸びているなということで気になっていると、年3回なので3回目が入ると、その間、何とか刈ればいいなという思いも何度も、昨年ちょっとそのような心配もしたところでございます。

これが何人か雇用していれば、すぐに伸びる前といいますか、その中でできるのかなとは思いますが、今ほど雇用の関係も御提案をいただきました。3回では足りないなということだと思います。草はもう5月連休明けて、6月で1回、6月の下旬ぐらいで1回刈らないと、例えば年2回、3回では非常に少ないのかなと思います。

そんなことで、公園の管理は、今後どのような形が本来の姿かなということで、内部で検討したいと思っております。

一元化施設の公園につきましては、私が聞いているところでは、モアといまして、実際に車に乗るようなもので、ある程度のスピードで回っていける、石の周りとか木の周りには人力でやるということでございます。それらグリーン帯がどれぐらいになるのか、また池のほうも管理するとなったら、1人でいいのかということも、もう一回精査しながら対応していきたいと考えておりますので、誠にありがとうございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 少し草刈りの関係、視点を変えて質問させていただきますが、現在ここ数年、庁内でも議論されてきた経過があると思いますが、地域資源の発掘、地域の魅力向上に向けて、様々な議論がなされてきていると思います。

私は地域資源の発掘、地元にある資源を有効活用する取組はとてもよいことだと考えておりますけれども、大事なことが抜けているように感じました。それは、地域資源の発掘、そして地域資源の磨き上げ、磨き上げが抜けているのかなと。せっかくよい資源があっても、磨き上げをしなければ、その効果を見いだすことができないのかなと考えております。私は、草刈りがその磨き上げの一つだと考えています。

一つの例を挙げさせていただきます。神威岳山頂から雲海を見ることができると、近年評判になっておりますけれども、草刈りなどの整備、周辺の整備をきちんと行わなければ、せっかくの雲海という地域資源の効果が薄れてしまうのかなと思っております。地域資源の磨き上げと

考えたときに、道路の補修を行うよと、道案内の看板を設置するよと、それらを含めた草刈りも地域資源の磨き上げになるのではないかなと私は考えています。

今、一つの例として、神威岳の雲海を例に挙げましたが、草刈りとは、まちの魅力を高めるための資源の磨き上げと捉えることも、見方によっては、そういった考え方にもつながってくると思いますが、いま一度、そういった視点を持たれたことはないのかどうか、これは副市長、答弁をお願いしていいですか。

○議長（川野敏夫君） 東所副市長。

○副市長（東所勝則君） 今ずっと佐藤議員から、市内の草刈りの視点についてお話しされた上で、最終的には、まちづくりというところに来たのかなと聞いておりましたけれども、基本的には、草刈りに限らず、まちづくりというのはやはり市民の皆さんと一緒にあって、地域の方々と一緒にあってつくり上げていくと、私としては考えているのが、まず基本に、根底にございます。その中で、様々な歌志内の中の資源、これは有形、無形、文化、歴史も含めて資源がございましてけれども、そういったものを、今、佐藤議員がおっしゃったように、磨き上げるということは非常に大事なことで、私たちも、今、炭鉄港を含めて磨き上げてきている最中かなと認識しているところでございます。

例えば、草刈りに関係しましては、景観整備、美化、これは過去からも、花いっぱい運動を含めて、まちをきれいにする、美しく見せる、先ほど佐藤議員も言っていましたけれども、第一印象というのは大事だと思います。今、よく本州から来られる方、まちに通るかかると人も、歌志内のまちを見たときに、外国みたいだという人も中におります。それは、過去30年前からスイスランド構想などを進めてきたという、いい資源というか、そういったことがあるのかなと思いますので、これは、もちろん行政が全部やるとなるとお金もかかる話になりますので、限界はございますけれども、こういったことを含めて、やはりこれは市民の皆さんと一緒にあって、協働のまちづくりということを進める中で、草刈りも含めて、除雪も含めて、一体となってやっていくことが重要ではないかと考えておりますので、草刈りに限らず、皆さんと一緒にあってやっていくということが大事と考えています。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） これから令和8年度に向けて、予算編成作業が始まることになると思いますが、草刈りの関係、きれいな町並みにするため、私はこれから始まる予算編成において、今日私が申し述べた点について、きちんと内部検討され、予算を確保していただきたいと考えております。

この点については、私も多くの市民の方々から草刈りの関係について、お話をお聞きしました。何度か答弁の中にもありましたけれども、以前までは各町内会などで、環境美化の一環で草刈りを行っていた部分もありますし、今もやっている部分はございます。ただ、実態からして、役員を含めた会員の高齢化などから、以前のように手が回らないのが今、実情です。これは御承知だと思うのですが、実態としては、そういったような実態だと思います。

私は、冬の除雪作業と同じような考え方で、夏の草刈り作業も行うことが必要ではないかなと考えておりますので、ぜひ前向きに検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、件名2のこれまでの一般質問に対するその後の進捗状況の関係になりますが、①の広聴関係になりますが、先ほどの答弁では、前向きに検討していただくと受け止めさせていただきました。

1点、この関係は、私は1年や2年で定着するといいますか、市民の方々の意識を高めてい

くために、自分たちの声を市長に直接届けて、市政に反映させていくといった考え方を定着させるためには、毎年同じような時期に繰り返して開催していくことが必要だと思っております。単に1回開催して、以前の答弁では参加者が少なかったとかという答弁も頂戴しましたが、参加者が少ないから今年はやらない、そういった考え方ではなくて、繰り返し繰り返し実施することで、少しずつ市民参画の意識が高まってくるのではないかなと考えています。また、ぜひそういった考え方に立って、引き続き、広聴活動の必要性について検討を進めて、取組を行ってほしいと思いますけれども、改めてそういった考え方について、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 金谷企画財政課長。

○企画財政課長（金谷恵一君） 御提案ありがとうございます。

今回、本年度については、懇談会ということの開催を検討しているというところで、御答弁させていただいております。この検討している中で、今後、8年度以降というのですか、どういう形の中で、広聴活動を継続して、市民の皆さんの意見を聴取していけるかという部分については、要検討であるという部分で、内部で話しているところでございまして、佐藤議員がおっしゃるように、継続して行っていくことが、市民の皆さんに、市民参画という部分での位置づけにつながるという話も理解するところでございますので、どのような形になるかというのは、今の段階でははっきり御答弁できないのですが、引き続き、こういった広聴活動が有効であるかという部分も含めまして検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） 次に、②の事業者への支援の関係になりますが、令和7年度末で失効期限を迎える創業支援事業補助金と企業の笑顔応援補助金の関係につきましては、私も市と同様に、共に地域経済の活性化を目的とした制度であって、市内事業者を支援することにより、地域が潤うといいますか、地域全体の振興を図る上で必要な施策の一つであると認識しております。ぜひ、来年度以降も継続することができるように、前向きに検討してほしいと考えております。

私は、制度の継続を検討するに当たり、補助率や補助の上限額、また対象経費などについても十分に検討してほしいと考えています。長引いたコロナ禍から脱却した今だからこそ、企業の投資を促して、地域経済の活性化に向けて、弾みになるような制度、制度というか仕掛け、そういったような仕掛けが、私は必要ではないかなと考えています。

改めて、そういった制度の見直しについて、考え方について、見解をお尋ねしたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 山川産業課長。

○産業課長（山川勉君） ただいま議員がおっしゃったように、今後、各種補助金の検討などにつきまして、補助率など、補助の上限の検討などにつきましても、まず内部でも検討しまして、その後、商工会議所とも十分に協議を進めて検討していきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さん。

○2番（佐藤良治君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、令和8年度に向けた予算編成がこれから始まることとなりますけれども、予算を確保するためには、きちんと制度設計を組み立て、対象者、この場合は対象者が事業者になるので、きちんと事業者の声や商工会議所と協議していただいて、制度を組み立てていくことが必要だと考えておりますので、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

す。

以上をもって、私からの一般質問を終わらせていただきます。このたびはありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 佐藤良治さんの質問を打ち切ります。

### 延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

### 延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 本日は、これにて延会いたします。  
御苦労さまでした。

（午後 3時08分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      下    山    則    義